

文部省組織令の一部を改正する政令案要綱

一、第十九国会においてあらたに制定されたへき地教育振興法ほか三件の法律の所管課を定めること。

二、初等中等教育局の各課の所掌事務の一部を調整すること。

三、文化財保護法の一部改正等に伴い文化財保護委員会事務局の各課の所掌事務の一部について調整すること。

文部省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十）
第七条第三項及び第四項の規定に基き、この政令を制定す
る。

文部省組織令へ昭和二十七年政令第三百八十七号の一
部を次のように改正する。

第六条第六号及び第七号を次のように改める。

六 学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）に
基く国庫員担金及び理科教育振興法（昭和二十八年法
律第百八十六号）に基く国庫補助金に関する経理事務
を処理すること。

七 へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）
に関する事務について連絡調整すること。

第七条第八号中「教育委員会法（昭和二十三年法律第百
七十号）」を「教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十
号）及び義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保
に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）」
に改める。

第八条第五号中「教育課程審議会」を「教育課程審議会
及び学校図書館審議会」に改め、同号を同条第六号とし、
同条第四号を次のように改める。

四 文部省課程文庫を管理し、及び運営すること。

五 学校図書館法に關する事務（賅務課の所掌に属するものを除く。）を処理すること。

第九条第四号を次のように改める。

四 初等教育又は中等教育に従事する教育職員、科学教育の研究のための助成に關する事務を処理すること。

同条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号から第十号までを順次一号ずつ繰り上げ同条第十一号を次のように改める。

十 理科教育振興法及び高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）に關

する事務（賅務課、教職員養成課及び振興課の所掌に属するものを除く。）を処理すること。

同条第十二号中「学校図書館審議会」を削り、同号を同条第十一号とする。

第十三条に次の一号を加える。

六 盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に關する法律（昭和二十九年法律第一百四十四号）に關する事務を処理すること。

第十八条第六号を次のように改める。

六 教育職員免許法（昭和二十四年法律第一百四十七号）、教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第一百四十八号）及び理科教育振興法第九条第一項第二号に關する事務を処理すること。

第四十一条に次の一号を加える。

四 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）に關する事務を処理すること。

第四十九条第一号及び第二号を次のように改める。

一 庶務課

二 管理課

第五十条及び第五十一条を次のように改める。

(庶務課)

第五十条 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

一 文化財保護委員会（以下「委員会」という。）の機密に関すること。

二 委員会の公印を制定し、並びに委員長、事務局長及び次長の官印及び委員会印を管守すること。

三 委員会の組織及び定員に関すること。

四 委員会の職員の職階、任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

五 委員会に関する栄典及び表彰に関すること。

六 委員会の所管行政について総合調整を行うこと。

七 委員会の所掌事務に関する法令案を作成すること。

八 公文書類を審査し、接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

九 委員会の所掌事務の監察に関すること。

十 委員会の政策の普及並びに文化財に関する知識の普及及び理解の徹底その他広報に関すること。

十一 委員会の所掌事務に関する会議、研究会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。

十二 文化財の保存又は活用に関する条約その他の国際約束の実施及び文化財の保存又は活用のための国際的諸活動に関すること。

十三 地方公共団体の行う文化財の保存及び活用のための措置にし、教育委員会の報告を受け、及びこれに対し指導と助言を与えること。

十四 都道府県の教育委員会その他の関係機関に対し、委員会の所掌事務に関する一般的、共通的事項について連絡し、及び助言す

ること。

十五 委員会の所掌事務に関する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条に規定する法人に関する事務を処理すること。

十六 委員会に対する異議の申立及び委員会の行う聴聞に関する事務を処理すること。

十七 委員会の所掌事務に関する事項の官報掲載に関すること。

十八 委員会及び文化財専門審議会の会議その他庶務に関すること。

十九 国立博物館及び国立文化財研究所に関する事務を処理すること。

二十 委員会の所掌事務で他の所掌に属しない事務を処理すること。

（管理課）

第五十一条 管理課においては、左の事務をつかさどる。

一 重要文化財（国宝を含む。以下第五十四条第一号及び第五十五条第一号の場合を除き同様とする。）についての国庫補助、国庫負担及び損害補償に関すること。

二 重要無形文化財についての国庫補助、国庫負担及び損害補償並びに重要無形文化財以外の無形文化財についての国庫補助に関すること。

三 重要民俗資料についての国庫補助、国庫負担及び損害補償並びに無形の民俗資料についての国庫補助に関すること。

四 史跡名勝天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む。以下同じ。）についての国庫補助、国庫負担及び損害補償に関すること。

五 重要文化財及び重要民俗資料の出品に対する給与金に関すること。

六 重要文化財及び重要民俗資料の買取に関すること。

七 委員会による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行に係る損害補償に関すること。

八 埋蔵文化財の発見に対する報償金に関すること。

九 重要文化財、重要民俗資料又は史跡名勝天然記念物を管理すべき地方公共団体その他の法人の指定及びその解除に関すること。

十 委員会の権限の委任に關する事務を処理すること。

十一 文化財の保存及び活用に關する一般的統計調査に關すること。

十二 文化財に關する調査研究の委託に關すること。

第五十二条第三号を次のように改める。

三 国の所有又は占有に属する重要文化財、重要民俗資料等は史跡

名勝天然記念物の管理について連絡調整すること。

第五十二条第九号から第十一号までを削り、同条第十二号を同条第九号とする。

第五十三条を次のように改める。

(記念物課)

第五十三条 記念物課においては、左の事務をつかさどる。

一 重要民俗資料、史跡、名勝、天然記念物、特別史跡、特別名勝

又は特別天然記念物の指定及びその解除に關すること。

二 無形の民俗資料のうち委員会が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選任に關すること。

三 重要民俗資料及び史跡名勝天然記念物の管理又は修理若しくは

復旧についての命令、勸告、指示及び指導監督に關すること。但

し、建造物課の所掌に属するものを除く。

四 特別史跡名勝天然記念物の復旧及び滅失、き損、盗難又は喪失の防止の措置の施行に關すること。

五 重要民俗資料の現状変更及び輸出についての届出に關すること。

六 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令に關すること。

七 史跡名勝天然記念物についての原状回復の命令に關すること。

八 重要民俗資料及び史跡名勝天然記念物についての調査並びに史

跡名勝天然記念物の調査のために必要な措置の施行に關すること。

九 重要民俗資料及び史跡名勝天然記念物の管理又は復旧についての届出に關すること。

十 重要民俗資料の出品又は公開についての命令、勸告、承認及び届出に關すること。

十一 出品され、又は管理若しくは修理の委託を受けた重要民俗資料の管理又は修理に關すること。

十二 管理又は復旧の委託を受けた史跡名勝天然記念物の管理又は復旧に關すること。

十三 無形の民俗資料についての記録の作成等の実施に關すること。

十四 遺跡発見の届出に關すること。

十五 埋蔵文化財に係る土地の発掘に關する届出、指示及び命令に關すること。

十六 委員会による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行に關すること。

十七 埋蔵物として委員会に提出された物件の鑑査に關すること。

十八 埋蔵物として委員会に提出された文化財で国庫に帰属したものの譲与及び譲渡に關すること。

十九 国の所有又は占有に属する重要民俗資料及び史跡名勝天然記念物並びに埋蔵物として委員会に提出された文化財で国庫に帰属したもの管理、修理及び復旧に關すること。

二十 重要民俗資料、選択された無形の民俗資料及び史跡名勝天然記念物に關する台帳の整備に關すること。

二十一 民俗資料、記念物及び埋蔵文化財に關し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。

二十二 有形の民俗資料、記念物及び埋蔵文化財に關する記録、写真、複写及び複製に關すること。

第五十四条第一号中「繪画、彫刻、工芸品、書跡、筆跡、典籍、古文書、考古資料その他」及び「及び民俗資料」を削り、同条第五号中「又はき損」を「又は劣損」に改め、同条第七号中「現状変更等」を「現状変更及び輸出」に、「ためにする行為の制限、禁止及び」を「ための制限若しくは禁止又は」に改め、同条第九号中「管理」を「管理又は修理」に改め、同条第十二号を削り、同条第十一号を同条第

十二号とし、同条第八号から第十号までを順次一号ずつ繰り下げ同条第七号の次に次の一号を加える。

八 重要文化財の輸出の禁止の確保に関すること。

第五十四条第十三号中「美術工芸品」を「美術工芸品である重要文化財」に改め、同条第十四号を次のように改める。

十四 美術工芸品に関し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。

第五十四条第十六号中「旧法」を「文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十六条の規定によりなおその効力を有する旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）以下「旧法」という。」に改め、同条第十七号を削る。

第五十五条第三号中「又はき損」を「き損又は盗難」に改め、同条第五号中「現状変更等」を「現状変更及び輸出」に、「ためにする行為の制限、禁止及び」を「ための制限若しくは禁止又は」に改め、同条第六号中「重要文化財又は」を「重要文化財、重要民俗

資料」に改め、「委員会」の所掌に属する」を削り、同条第八号中「管理」を「管理及び修理」に改め、同条第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 建造物である重要文化財に関する台帳の整備に関すること。

十二 建造物に関し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。

第五十五条第十三号を削り、同条第十四号及び第十五号を同条第十三号及び第十四号とする。

第五十六条を次のように改める。

（無形文化課）

第五十六条 無形文化課においては、左の事務をつかさどる。

一 重要無形文化財の指定及びその解除に関すること。

二 重要無形文化財の保持者の認定及びその解除に関すること。

三 重要無形文化財以外の無形文化財のうち委員会が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択に関すること。

- 四 重要無形文化財の保持者に関する届出に関する事。
- 五 重要無形文化財についての記録の作成、伝承者の養成その他その保存のための措置の実施に関する事。
- 六 重要無形文化財の公開及び重要無形文化財の記録の公開についての勧告及び承認に関する事。
- 七 重要無形文化財の保存に関し、助言し、及び勧告する事。
- 八 無形文化財の記録の作成等の実施に関する事。
- 九 文化財の修理技術者の養成に関する事。
- 十 重要無形文化財及び選振された無形文化財に関する台帳の整備に関する事。

附 則

この政令は、昭和二十九年七月一日から施行する。

理由

第十九回国会において成立した文部省関係
法律の施行に伴いこれらの法律に関する
事務を処理すべき課を定め、その他各課の所掌
する事務を調整する等の必要があるからである。

裏面白紙

昭和二十九年一月

文部省機構関係法令集

文
部
省

191

目次

文部省設置法	一頁
文部省組織令	一三
文部省設置法施行規則	三七
行政機關職員定員法(抄)	五四
文部省職員定数規程	五五
(附) 文部省機構圖	

文部省設置法

(昭和二十四年五月三十一日法律第四十六号)

〔沿革〕 昭和二十四年一月五日法律第二十七号、二十五年三月二十七日第一号、四月三〇日第一号、五月三〇日第一号、五月三十一日第一号、六月一日第一号、六月二日第一号、六月三日第一号、六月四日第一号、六月五日第一号、六月六日第一号、六月七日第一号、六月八日第一号、六月九日第一号、六月十日第一号、六月十一日第一号、六月十二日第一号、六月十三日第一号、六月十四日第一号、六月十五日第一号、六月十六日第一号、六月十七日第一号、六月十八日第一号、六月十九日第一号、六月二十日第一号、六月二十一日第一号、六月二十二日第一号、六月二十三日第一号、六月二十四日第一号、六月二十五日第一号、六月二十六日第一号、六月二十七日第一号、六月二十八日第一号、六月二十九日第一号、六月三十日第一号、七月一日第一号、七月二日第一号、七月三日第一号、七月四日第一号、七月五日第一号、七月六日第一号、七月七日第一号、七月八日第一号、七月九日第一号、七月十日第一号、七月十一日第一号、七月十二日第一号、七月十三日第一号、七月十四日第一号、七月十五日第一号、七月十六日第一号、七月十七日第一号、七月十八日第一号、七月十九日第一号、七月二十日第一号、七月二十一日第一号、七月二十二日第一号、七月二十三日第一号、七月二十四日第一号、七月二十五日第一号、七月二十六日第一号、七月二十七日第一号、七月二十八日第一号、七月二十九日第一号、七月三十日第一号、八月一日第一号、八月二日第一号、八月三日第一号、八月四日第一号、八月五日第一号、八月六日第一号、八月七日第一号、八月八日第一号、八月九日第一号、八月十日第一号、八月十一日第一号、八月十二日第一号、八月十三日第一号、八月十四日第一号、八月十五日第一号、八月十六日第一号、八月十七日第一号、八月十八日第一号、八月十九日第一号、八月二十日第一号、八月二十一日第一号、八月二十二日第一号、八月二十三日第一号、八月二十四日第一号、八月二十五日第一号、八月二十六日第一号、八月二十七日第一号、八月二十八日第一号、八月二十九日第一号、八月三十日第一号、九月一日第一号、九月二日第一号、九月三日第一号、九月四日第一号、九月五日第一号、九月六日第一号、九月七日第一号、九月八日第一号、九月九日第一号、九月十日第一号、九月十一日第一号、九月十二日第一号、九月十三日第一号、九月十四日第一号、九月十五日第一号、九月十六日第一号、九月十七日第一号、九月十八日第一号、九月十九日第一号、九月二十日第一号、九月二十一日第一号、九月二十二日第一号、九月二十三日第一号、九月二十四日第一号、九月二十五日第一号、九月二十六日第一号、九月二十七日第一号、九月二十八日第一号、九月二十九日第一号、九月三十日第一号、十月一日第一号、十月二日第一号、十月三日第一号、十月四日第一号、十月五日第一号、十月六日第一号、十月七日第一号、十月八日第一号、十月九日第一号、十月十日第一号、十月十一日第一号、十月十二日第一号、十月十三日第一号、十月十四日第一号、十月十五日第一号、十月十六日第一号、十月十七日第一号、十月十八日第一号、十月十九日第一号、十月二十日第一号、十月二十一日第一号、十月二十二日第一号、十月二十三日第一号、十月二十四日第一号、十月二十五日第一号、十月二十六日第一号、十月二十七日第一号、十月二十八日第一号、十月二十九日第一号、十月三十日第一号、十一月一日第一号、十一月二日第一号、十一月三日第一号、十一月四日第一号、十一月五日第一号、十一月六日第一号、十一月七日第一号、十一月八日第一号、十一月九日第一号、十一月十日第一号、十一月十一日第一号、十一月十二日第一号、十一月十三日第一号、十一月十四日第一号、十一月十五日第一号、十一月十六日第一号、十一月十七日第一号、十一月十八日第一号、十一月十九日第一号、十一月二十日第一号、十一月二十一日第一号、十一月二十二日第一号、十一月二十三日第一号、十一月二十四日第一号、十一月二十五日第一号、十一月二十六日第一号、十一月二十七日第一号、十一月二十八日第一号、十一月二十九日第一号、十一月三十日第一号、十二月一日第一号、十二月二日第一号、十二月三日第一号、十二月四日第一号、十二月五日第一号、十二月六日第一号、十二月七日第一号、十二月八日第一号、十二月九日第一号、十二月十日第一号、十二月十一日第一号、十二月十二日第一号、十二月十三日第一号、十二月十四日第一号、十二月十五日第一号、十二月十六日第一号、十二月十七日第一号、十二月十八日第一号、十二月十九日第一号、十二月二十日第一号、十二月二十一日第一号、十二月二十二日第一号、十二月二十三日第一号、十二月二十四日第一号、十二月二十五日第一号、十二月二十六日第一号、十二月二十七日第一号、十二月二十八日第一号、十二月二十九日第一号、十二月三十日第一号、

文部省設置法をここに公布する。

文部省設置法

目次

第一章 総則(第一条—第五条)	一
第二章 本省	三
第一節 内部部局(第六条—第十三条)	三
第二節 国立の学校その他の機関(第十四条—第二十七条)	八
第三章 外局(第二十八条—第二十九条)	二一
第四章 職員(第三十条—第三十一条)	二一
附則	二一
第一章 総則	二一

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文部省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

文部省設置法

(定義)

第二条 この法律の解釈に關しては、左の定義に従うものとする。

- 一 「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に定める学校及び同法第八十三条に定める各種学校をいい、「学校教育」とは、これらの学校における教育をいう。
- 二 「初等教育」とは、小学校及び幼稚園における教育をいう。
- 三 「中等教育」とは、中学校及び高等学校における教育(職業教育を含む)をいう。
- 四 「大学教育」とは、大学における教育をいう。
- 五 「特殊教育」とは、盲学校、ろう学校及び聾聾学校における教育をいう。
- 六 「社会教育」とは、公民教育、青少年教育、婦人教育、労働者教育等の社会人に対する教育、生活向上のための職業教育及び科学教育、運動競技、レクリエーション並びに図書館、博物館、公民館等の施設における活動をいう。
- 七 「学術」とは、人文科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究をいう。
- 八 「文化」とは、芸術及び国民娯樂、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)に規定する文化財、出版及び著作権並びにこれらに關する國民の文化的生活上の活動の活動をいう。

(設置)

第三条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基いて、文部省を設置する。

文部省設置法

2 文部省の長は、文部大臣とする。

(文部省の任務)

第四條 文部省は、学校教育、社会教育、学術及び文化の振興及び普及を図ることを任務とし、これらの事項及び宗教に関する国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

(文部省の権限)

第五條 文部省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む）に従つてなされなければならない。

- 一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。
- 四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。
- 六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をなし、及び管理すること。
- 八 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 九 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

二

十 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十一 文部省の公印を制定すること。

十二 教育（学校教育及び社会教育をいう。以下同じ）、学術及び文化の振興に關し、調査し、及び企画すること。

十三 地方公共団体及びその機関の行う教育、学術、文化及び宗教の事務に關する制度並びに地方公務員たる教育職員に關する制度に關し、調査し、及び企画すること。

十四 教育、学術、文化又は宗教に係る國際的に供給の不足する物資を割り当て、及び教育、学術、文化又は宗教の直接の用に供する物資の確保についてあつて旋すること。

十五 國立自然教育園、史料館及び國民体育館を管理し、及び運営すること。

十六 國立学校（これに附置する機關を含む）の施設を復旧整備すること。

十七 大学の設置及び教育、学術又は文化に關する法人の設立につき認可を行うこと。

十八 大学、研究機關その他の教育、学術又は文化に關する機關（他の行政機關に屬するものを除く）に對し、その運営に關して指導と助言を与えること。

十九 地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機關に對し、教育、学術、文化及び宗教に關する行政の組織及び運営について指導、助言及び勧告を与えること。

二十 教育、学術及び文化に關する専門的、技術的な資料を作成し、及び刊行頒布すること。

二十一 教育、学術又は文化に關する重要な題目について、會議、研究會、討論會その他の催しを主催すること。

二十二 教育職員の研修について連絡し、及び援助すること。

二十三 大学及び研究機關の研究活動について連絡し、及び援助すること。

二十四 国内における教育、学術又は文化に關する國際的諸活動について連絡調整すること。

二十五 教育職員、生徒、研究者、著作家、芸術家、國際的な運動競技大会及び文化的會合の参加者等の諸外國との交換に關し、條約その他の國際約束に従い、國際的取決めに交渉し、及び締結すること。

二十六 教育、学術又は文化に關する國際會議の政府代表の候補者を選考し、關係行政機關に意見を述べること。

二十七 國費による在外研究員及び内地研究員を選考して、これを任命し、並びに公費又は私費による在外研究を援助すること。

二十八 所掌事務に關する調査研究を行い、その結果を利用し、供し、及び關係調査研究機關に對し、協力し、又は必要がある場合に調査研究を委託すること。

二十九 所掌事務に關する統計調査の資料及び結果を収集し、解説し、及び刊行頒布すること。

三十 宗教に關する情報資料を収集し、及び宗教団体と連絡すること。

文部省設置法

三十一 教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機關及び大学に對し、報告書、資料等の提出を求めること。

三十二 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き文部省に屬せられた権限

2 文部省は、その権限の行使に當つて、法律（これに基く命令を含む。）に別段の定めがある場合を除いては、行政上及び運営上の監督を行わないものとする。

第二章 本省

第一節 内部部局

第六條 本省に大臣官房及び左の五局を置く。

初等中等教育局
大学学術局
社会教育局
調査局
管理局

2 管理局に教育施設部を置く。

第七條 大臣官房においては、文部省の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

一 職員の職務、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

二 内部部局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。

三 教育、学術又は文化に功績のある者の顕彰に關すること。

三

文部省設置法

- 四 機密に關すること。
 - 五 大臣の官印及び省印を管理すること。
 - 六 機密及び定員に關し、調査し、企圖し、及び立案すること。
 - 七 所管行政の統合調整を行うこと。
 - 八 教育、學術、文化又は宗教に關する法人（學校法人及び宗教法人を除く。）の設立の認可基準を作成する等これらの法人の認可に關する事務について連絡調整すること。
 - 九 法令案その他の公文書類の審査を行うこと。
 - 十 公文書類を接受し、整理し、編纂し、及び保存すること。
 - 十一 監察に關すること。
 - 十二 各部署の準備した予算案に基いて文部省所管の予算案を作成する等予算に關すること。
 - 十三 経費及び収入の決算を作成し、会計事務を行い、及び会計を監査すること。
 - 十四 行政財産及び物品を管理すること。
 - 十五 前各号に掲げるものの外、文部省の所掌事務で他部局及び他の機關の所掌に屬しない事項
- （初等中等教育局の事務）
- 第八條 初等中等教育局においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 地方教育行政に關する制度について企圖し、並びに地方教育行政の組織及び一般の運営に關し、指導、助言及び勧告を與えること。
 - 二 地方教育費に關し、資料を収集し、及び企圖すること。

四

- 三 地方公務員たる教育関係職員に關する制度について企圖し、並びにこれらの制度の運営に關し、指導、助言及び勧告を與えること。
- 四 國立高等學校（國立大學附屬のものを除く。）に關し、予算案の準備その他の他部局に屬しない事務を行うこと。
- 五 初等教育、中等教育及び特殊教育（以下「初等中等教育」という。）の振興に關し、企圖し、及び援助と助言を與えること。
- 六 初等中等教育のための補助に關すること。
- 七 初等中等教育の基準の決定に關すること。
- 八 學校における産業教育の振興のための事務について連絡調整すること。
- 九 高等學校、専門学校、ろう学校及び養護學校の行う通信教育に關し、援助と助言を與えること。
- 十 初等中等教育における職業指導に關し、援助と助言を與えること。
- 十一 初等中等教育に關する教材、教具等の解説目録及び教材に關する資料を作成し、及び利用に供すること。
- 十二 學校における保健に關し、指導、助言及び援助を與えること。
- 十三 左の方法によつて、學校管理、教育課程、学習指導、生徒指導その他の初等中等教育のあらゆる面について、教育職員その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

（大学学術局の事務）

- 第九條 大学学術局においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 大学の設置、廢止、設置者の変更等の認可を行うこと。
 - 二 國立大學及びこれに附置する學校その他の機關に關し、予算案の準備その他の他部局に屬しない事務を行うこと。
 - 三 大學教育及び學術の振興に關し、企圖し、及び援助と助言を與えること。
 - 四 大學教育のための補助に關すること。
 - 五 大學教育の基準の決定に關すること。
 - 六 大學の行う通信教育に關し、援助と助言を與えること。
 - 七 教育職員の免許、養成及び大學において行う現職教育並びに研究者の養成に關し、企圖し、及び援助と助言を與えること。
 - 八 生徒の奨學について企圖し、並びに生徒の奨學、厚生及び輔導に關し、援助と助言を與えること。

（大学学術局の事務）

- イ 手引書、指導書その他の専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。
- ロ 初等中等教育に關係のある教育職員のための研究集会、講習会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。
- 十三の二 教科用圖書の検定を行うこと。
- 十四 初等中等教育用教科書の発行の指示等初等中等教育において用いる教科用圖書その他の教授上用いられる圖書の発行に關すること。
- 十五 文部省が著作の名義を有する出版物の著作権を管理すること。

文部省設置法

五

- 九 國立教育研究所、緯度観測所、統計数理研究所及び國立遺伝学研究所に關し、予算案の準備その他の他部局に屬しない事務を行うこと。
- 十 日本學術會議その他の學術団体との連絡に關すること。
- 十一 研究機關及び研究者に対する學術の振興のための補助に關すること。
- 十二 國費による在外研究員及び内地研究員並びに大學教授の國際交換のための候補者の選考に關すること。
- 十三 外國人留學生の教育に關し、援助と助言を與えること。
- 十四 研究事業に關する目録を作成し、及び利用に供すること。
- 十五 學術に關する情報資料を収集し、及び保存し、並びに教育機關及び研究機關に対し、これらの情報を提供する等の便宜を與えること。
- 十六 大學及び研究機關の研究結果の頒布を援助すること。
- 十七 國立自然教育園及び史料館を管理し、及び運営すること。
- 十八 左のような方法によつて、大學教育及び學術のあらゆる面について、教育職員、研究者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。
- イ 専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。
- ロ 大學教育及び學術に關する研究集会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

第十條 社會教育局においては、左の事務をつかさどる。

（社會教育局の事務）

文部省設置法

- 一 国立科学博物館、国立近代美術館及び日本芸術院に關し、予算案の準備その他の他部局に屬しない事務を行うこと。
- 二 社会教育（國民の文化的生活向上のための活動を含む。以下この條において同じ。）の振興に關し、企画し、及び援助と助言を與えること。
- 三 社会教育のための補助に關すること。
- 四 社会教育に關する教材等の解説目録を作成し、及び利用に供すること。
- 五 社会教育としての通信教育に關し、援助と助言を與えること。
- 六 左のような方法によつて、社会教育のあらゆる面について、社会教育に關する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。
 - イ 情報資料を収集し、作成し、及び利用に供すること。
 - ロ 社会教育に關する研究会、講習会、展示会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。
 - 七 視聽覚教育に關し、連絡調整すること。
 - 八 芸術及び國民娯樂の向上及び普及に關し、援助と助言を與えること。
 - 九 國際的又は全國的な規模において行われる運動競技に關し、連絡し、及び援助すること。
 - 十 國民体育館を管理し、及び運営すること。
 - 十一 著作権の登録等著作権に關する事務及び予約出版の届出の受理に關する事務を行うこと。

六

（調査局の事務）

- 第十一條 調査局においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 文部省の所掌事務に關する一般的調査統計を行い、必要な資料を収集し、解説し、及びこれらの結果を利用に供すること。
 - 二 文部省の調査統計について、年次計画を立案し、及び調整すること。
 - 三 外國の教育事情について、調査研究を行い、及びその結果を利用に供すること。
 - 四 文部省の所掌事務に關する年次報告、要覽、時報等を編集し、及び頒布すること。
 - 五 基本的な文教施策について、調査し、及び企画し、並びに文部省の所掌事務の運営について評価すること。
 - 六 教育職員、学徒、研究者、著作家、芸術家、國際的な運動競技大会及び文化的会合の参加者等の諸外國との交換に關し、條約その他の國際約束に従い、國際的取決めを交渉し、及び締結すること。
 - 七 教育、学術又は文化に關する國際的諸活動についての各部局の事務の連絡調整に關すること。
 - 八 日本ユネスコ國內委員会及び國立國語研究所に關し、予算案の準備その他の他部局に屬しない事務を行うこと。
 - 九 國內におけるユネスコ活動に關し、法令案を作成し、及び法人の設立を認可すること。

- 十 公費又は私費による在外研究を援助すること。
- 十一 外國人留學生の受入の連絡及び海外への留學生の派遣に關すること。
- 十二 大学教授の國際交換に關し、連絡調整すること。
- 十三 外國出版物の購入、交換等に關する事務を處理すること。
- 十四 広報に關すること。
- 十五 國立國會圖書館支部省圖書館に關すること。
- 十六 國語の改良及びその普及に關すること。
- 十七 宗教に關する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に關すること。
- 十八 宗教法人の規則等の認証を行うこと。

（管理局の事務）

- 第十二條 管理局においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 文部大臣がその所轄庁である学校法人について認可及び認定を行うこと。
 - 二 私立学校に關する行政の制度について企画し、並びにこれらの行政の組織及び一般的運営に關し、指導、助言及び勧告を與えること。
 - 三 文部大臣がその所轄庁である学校法人の経営に關し、調査し、及び指導と助言を與えること。
 - 四 私立学校教育振興のための学校法人等の助成に關すること。
 - 五 学校給食に關し、指導、助言及び援助を與えること。
 - 六 文部省共済組合及び公立学校共済組合に關すること。

七

- 第十三條 第六條に掲げる大臣官房及び各局（以下この條において「各局」という。）においては、第七條から前條までに定めるもの

文部省設置法

- 外、それぞれ左の事務をつかさどる。
- 一 各局の所掌事務に關し、地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関、大学、研究機関等に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。
 - 二 各局の所掌事務に關する國際的諸活動について連絡調整すること。
 - 三 各局の所掌事務に關する法人の設立の認可を行うこと。
 - 四 各局の所掌事務に關し、第二十六條及び第二十七條に掲げる審議會等に対し、事務的、技術的な援助を與えること。
 - 五 各局の所掌事務に關し、法令案を作成し、及び予算案を準備すること。
 - 六 各局の所掌事務に關し、文部省の権限として法令の定める事項を処理すること。
 - 七 法律（これに基く命令を含む。）により各局の所掌に關せられた事項を処理すること。
 - 八 教育施設部においては、前條第二項に定めるものの外、その所掌事務につき前項各号に掲げる事務に相當する事務をつかさどる。
- 第二節 国立の学校その他の機関
- 第十四條 第二十六條及び第二十七條に規定するもののほか、文部大臣の所轄の下に、国立の学校及び左の機関を置く。
日本ユネスコ国内委員会

- 国立教育研究所
国立科学博物館
国立近代美術館
緯度観測所
統計数理研究所
国立道徳学研究所
国立言語研究所
日本芸術院
- （評議員会）
- 第十五條 前條の機関のうち、国立教育研究所、国立科学博物館、国立近代美術館、統計数理研究所及び国立道徳学研究所にそれぞれ評議員会を置く。
- 一 評議員会は、それぞれの機関の事業計画、経費の見積、人事その他の運営管理に關する重要事項について、それぞれの機関の長に助言する。
 - 二 それぞれの機関の長は、評議員会の推薦により、文部大臣が任命する。
 - 三 評議員会は、二十人以内の評議員で組織する。
 - 四 評議員は、学識経験のある者のうちから、文部大臣が任命する。
 - 五 評議員の推薦、任期その他評議員会の組織及び運営の細目については、政令で定める。

（国立の学校）

- 第十六條 国立の学校については、国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）の定めるところによる。
- （日本ユネスコ国内委員会）
- 第十七條 日本ユネスコ国内委員会は、わが國において國際連合教育科学文化機関の目的を實現するために、活動に關する助言、企画、連絡及び調査のための機関とする。
- 一 日本ユネスコ国内委員会の組織及び所掌事務については、ユネスコ活動に關する法律（昭和二十七年法律第二百七号）の定めるところによる。
- （国立教育研究所）
- 第十八條 国立教育研究所は、教育に關する基礎的、基礎的研究調査を行う機関とする。
- 一 国立教育研究所の内部組織は、文部省令で定める。
- （国立科学博物館）
- 第十九條 国立科学博物館は、自然科学及びその應用に關する資料を収集、保存して公衆の觀覽に供し、あわせてこれに關連する調査研究及び事業を行う機関とする。
- 一 国立科学博物館は、東京都に置く。
 - 二 国立科学博物館の内部組織は、文部省令で定める。
- （国立近代美術館）
- 第二十條 国立近代美術館は、近代美術に關する作品その他の資料を収集、保管して公衆の觀覽に供し、あわせてこれに關連する調査研究及び事業を行う機関とする。

（緯度観測所）

- 第二十一條 緯度観測所は、緯度変化の観測、計算及びその研究に關することを、つかさどる機関とする。
- 一 緯度観測所は、岩手県に置く。
 - 二 緯度観測所の内部組織は、文部省令で定める。
- （統計数理研究所）
- 第二十二條 統計数理研究所は、統計に關する数理及びその應用の研究をつかさどり、あわせてその研究の連絡及び促進をはかる機関とする。
- 一 統計数理研究所の内部組織は、文部省令で定める。
 - 二 統計数理研究所に附屬統計技術員養成所を置き、統計技術員を養成せしめる。
 - 三 統計数理研究所の内部組織は、文部省令で定める。
- （国立道徳学研究所）
- 第二十三條 国立道徳学研究所は、道徳に關する学理の総合研究及びその應用の基礎的研究をつかさどり、あわせて道徳学研究の指導、連絡及び促進をはかる機関とする。
- 一 道徳学研究所の内部組織は、文部省令で定める。
- （国立言語研究所）
- 第二十四條 国立言語研究所については、国立言語研究所設置法（昭和二十三年法律第二百五十四号）の定めるところによる。

文部省設置法

- 統計数理研究所官制(昭和十九年勅令第三百八十五号)
- 日本芸術院官制(昭和十二年勅令第二百八十号)
- 測地学委員会官制(明治三十一年勅令第八十四号)
- 史跡名勝天然記念物調査会官制(昭和十一年勅令第三百九十七号)
- 国語審議会官制(昭和九年勅令第三百三十一号)
- 教科用図書委員会官制(昭和二十二年勅令第二百七十六号)
- 教員検定委員会官制(明治三十三年勅令第三百五十五号)
- 前項但書の規定は、職員に定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。
- 当分の間、この法律中「学校」には、学校教育法第九十八条第一項に定める学校を、「大学」には、同項の従前の規定による大学及び専門学校を含むものとする。
- 第八十九条中「高等学校」は、当分の間、「中学校及び高等学校」と読み替へるものとする。
- 初等中等教育局においては、当分の間、学習指導要領を作成するものとする。
- 初等中等教育局においては、当分の間、文部省が著作の名義を有する教科用図書で年需要部数が一万部を超えるものについて、その改訂を行うものとする。
- 初等中等教育局においては、当分の間、高等学校の職業に関する教科の教科用図書及び盲ろう教育用等の特殊の教科用図書の編修及び改訂を行うものとする。
- 大学学術局においては、当分の間、学校教育法第八十八条の規定による学位の授与について認可を行うものとする。
- 社会教育局においては、当分の間、北海道庁、京都市、京都府、神戸市及び長崎県佐世保市に所部の職員を派遣して、復員者その他一般引揚者に対する成人教育を行うものとする。
- 第十四条に掲げるもののほか、当分の間、文部大臣の所轄の下に、図書職員養成所を置き、図書館の職員を養成せしめる。図書職員養成所に関する必要な事項は、文部省令で定める。(十二項以下略す)

一一

- 市及び長崎県佐世保市に所部の職員を派遣して、復員者その他一般引揚者に対する成人教育を行うものとする。
- 第十四条に掲げるもののほか、当分の間、文部大臣の所轄の下に、図書職員養成所を置き、図書館の職員を養成せしめる。図書職員養成所に関する必要な事項は、文部省令で定める。(十二項以下略す)
- 附則 (昭和二十四年十二月十五日法律第二百七十七号)
 - 1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日(昭和二十五年三月十五日)から施行する。
- 附則 (昭和二十五年三月二十七日法律第十六号)
 - 1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
- 2 文部省著作教科書の出版権等に関する法律の一部を次のように改正する。
- 附則第四項中「教科用図書審議会」を「教科用図書検定調査審議会」に改める。
- 附則 (昭和二十五年四月三十日法律第八十八号)
 - 1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日(昭和二十五年七月三十日)から施行する。(後略)
- 附則 (昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号)
 - 1 この法律は、公布の日から施行する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 附則 (昭和二十六年五月三十一日法律第六十五号)
 - 1 この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。
- 附則 (昭和二十六年六月十一日法律第二百二十八号)
 - 1 この法律は、公布の日から施行する。(後略)
- 附則 (昭和二十六年六月二十二日政令第二百二十四号)
 - 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 附則 (昭和二十七年六月六日法律第六十八号)
 - 1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第七條第二項第一号の改正規定は、ユネスコ活動に関する法律(昭和二十七年法律第二百七号)の施行の日(昭和二十七年八月一日)から施行する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 附則 (昭和二十七年七月三十一日法律第二百七十一号)
 - 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。
- 2 宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

文部省組織令

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 附則 (昭和二十七年七月三十一日法律第二百七十一号)
 - 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。
- 2 宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

文部省組織令

(昭和二十七年八月三十日 政令第三百八十七号)

〔沿革〕 昭和二十八年八月一日政令第一四八号、一〇月一日第三二五号、十一月二〇日第三三三号、十二月二日第四〇九号改正
文部省組織令をここに公布する。

文部省組織令

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第七條第三項の規定に基づきこの政令を制定する。

目次

第一章 本省の内部部局	一四頁
第一節 大臣官房(第一條―第四條)	一四
第二節 初等中等教育局(第五條―第十三條)	一五
第三節 大学学術局(第十四條―第二十二條)	一九
第四節 社会教育局(第二十三條―第二十九條)	二三

文部省組織令

一四

第五節 調査局(第三十條—第三十七條)……………	二五
第六節 管理局(第三十八條—第四十六條)……………	二七
第七節 共通事項(第四十七條—第四十八條)……………	三〇
第二章 文化財保護委員会事務局(第四十九條—第五十六條)……………	三一
附則……………	三六

第一章 本省の内部部局

第一節 大臣官房

(大臣官房の分課)

第一條 大臣官房に左の三課を置く。

- 一 人事課
- 二 総務課
- 三 会計課

(人事課)

第二條 人事課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職員職階、任免、給與、分限、懲戒、災害補償、服務、人事記録その他の人事並びに教養及び訓練並びに退職者についての恩給に関すること。
- 二 定員(内部部局の定員を除く。)に関すること。
- 三 内部部局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 四 国立学校の教育公務員の採用志願者名簿の作成及び保管に関すること。

五 文部本省の職員の団体に關すること。

- 六 内部部局の職員に貸與する宿舍の居住者の選考に関すること。
- 七 文化功勞者年金法(昭和二十六年法律第百二十五号)に関する事務その他教育、學術又は文化に功績のある者の顕彰及び榮典に關すること。
- 八 儀式典禮に關すること。

(総務課)

第三條 總務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に關すること。
- 二 公印(文化財保護委員會の公印を除く。)を制定し、並びに大臣、政務次官、事務次官及び内部部局の公印及び省印を管掌すること。
- 三 文部省の機構及び内部部局の定員に關すること。
- 四 文部省の所管行政の總合調整を行うこと。
- 五 国会との連絡に關すること。

- 六 教育、學術、文化又は宗教に關する法人(学校法人及び宗教法人を除く。)の設立の認可基準を作成する等これらの法人の認可、監督等について連絡調整すること。
- 七 法令案その他の公文書類を審査し、法令の解釈について連絡調整すること。
- 八 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 九 文部省の所管行政の監察に關すること。

十 教育基本法(昭和二十二年法律第百二十五号)に關する事務を處

八 特殊教育室

(財務課)

第六條 財務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 地方教育費に關し、資料を収集し、企画し、及び連絡調整すること。
- 二 地方公務員たる教育関係職員の給与に關する制度について企画し、並びにその運営に關し、指導、助言及び勧告を与えること。
- 三 初等中等教育の振興のための企画に關し、連絡調整すること。
- 四 初等中等教育の教育課程、編制等の一般的基準の設定について連絡調整して法令案を作成すること。
- 五 初等中等教育の教材の基準の設定について連絡調整し、及び教材、教具等の解説目録を作成すること。
- 六 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)及び教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)に基き、文部大臣の認定を受けた講習(以下「免許法認定講習」という。)のうち、都道府県の教育委員会が主催するものに対する補助に關する事務を處理すること。
- 七 初等教育又は中等教育に従事する教育職員の科學教育の研究のための助成に關する事務を處理すること。
- 八 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第百三十三号)、公立高等学校校定時制課程職員費国庫補助法(昭和二十三年法律第百

理すること。

十一 前各号に掲げるものの外、他の所掌に關しない事務を處理すること。

(会計課)

第四條 会計課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 各局の準備した予算案に基いて、文部省所管の予算案を作成する等予算に關すること。
- 二 経費及び収入の決算を作成し、会計事務を行い、及び会計を監査すること。
- 三 行政財産及び物品を管理すること。
- 四 文部省の職員に貸與する國設宿舍に關する事務(人事課の所掌に屬するものを除く。)を處理すること。
- 五 庁内の取締に關すること。

第二章 初等中等教育局

(初等中等教育局の分課)

第五條 初等中等教育局に左の七課及び一室を置く。

- 一 財務課
- 二 地方課
- 三 初等教育課
- 四 中等教育課
- 五 職業教育課
- 六 保健課
- 七 教科書課

文部省組織令

一五

文部省組織令

三十四号、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)及び新たに入学する児童に対する教科用図書(給与に関する法律(昭和二十七年法律第三十二号)に関する事務を処理すること。

(地方課)

第七條 地方課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 地方教育行政に関する制度について企画し、並びに地方教育行政の組織及び一般の運営に関し、指導、助言及び勧告を与えること。
- 二 教育委員会に関し、一般的、共通的事項について連絡すること。
- 三 教育委員会の事務局職員(地方教育行政の一般の運営に関する研究集会等)を主催し、及びこれらの職員の研究について連絡すること。
- 四 地方教育行政に関する情報資料の収集及び提供に関すること。
- 五 教職員の組織する全国的な団体との連絡に関すること。
- 六 地方公務員たる教育関係職員の任免その他身分取扱に関する制度について企画し、並びにその運営に関し、指導、助言及び勧告を与えること。
- 七 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)に関する法令案の作成について連絡調整すること。
- 八 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)に関する事務を処理すること。

(初等教育課)

第八條 初等教育課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 初等教育に関し、左に掲げる事務(保健課及び特殊教育室の所掌に属するものを除く)を行うこと。
- イ 学校管理に関し、指導と助言を与えること。
- ロ 教育課程、編制その他の教育に関する基準を設定し、及びこれらの実施に関し、指導と助言を与えること。
- ハ 児童又は幼児の生活指導に関し、指導と助言を与えること。
- ニ 学習指導要領の編修及び改訂に関すること。
- ホ 教科用図書の改訂に関すること。
- ヘ 教材に関する資料の作成及び提供に関すること。
- ト 手引書、指導書、パンフレット等の作成及び提供に関すること。
- チ 研究集会、講習会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。
- リ 教職員の現職教育に関し、援助と助言を与えること。
- ル 実習学校及び調査指定校に関すること。
- 二 初等中等教育における視聴覚教育による学習指導の内容に関し、指導と助言を与えること。
- 三 児童の就学及び不登校防止に関し、援助と助言を与えること。
- 四 理科教育振興法(昭和二十八年法律第八十六号)第九條第一項第一号及び同条第二項に関する事務のうち、小学校に係るものを処理すること。
- 五 教育課程審議会に関すること。但し、中等教育課程分科審議会及び学校通信教育分科審議会に関するものを除く。

(中等教育課)

第九條 中等教育課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 中等教育に関し、左に掲げる事務(職業教育課、保健課及び特殊教育室の所掌に属するものを除く)を行うこと。
- イ 学校管理に関し、指導と助言を与えること。
- ロ 教育課程、編制その他の教育に関する基準を設定し、及びこれらの実施に関し、指導と助言を与えること。
- ハ 生徒の生活指導に関し、指導と助言を与えること。
- ニ 学習指導要領の編修及び改訂に関すること。
- ホ 教科用図書の改訂に関すること。
- ヘ 教材に関する資料の作成及び提供に関すること。
- ト 手引書、指導書、パンフレット等の作成及び提供に関すること。
- チ 研究集会、講習会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。
- リ 教職員の現職教育に関し、援助と助言を与えること。
- ル 実習学校及び調査指定校に関すること。
- 二 外国人留学生の教育に関し、援助と助言を与えること。
- 三 中学校又は高等学校の行う通信教育に関し、援助と助言を与えること。
- 四 生徒の就学及び不登校防止に関し、援助と助言を与えること。
- 五 大学以外の学校の図書館に関し、指導と助言を与えること。
- 六 教育課程文庫を管理し、及び運営すること。
- 七 高等学校の入学者の選抜に関し、援助と助言を与えること。
- 八 大学入学資格検定に関すること。

文部省組織令

一六

(職業教育課)

第十條 職業教育課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 中学校及び高等学校における職業教育に関し、左に掲げる事務を行うこと。
- イ 教育課程、編制、設備その他の教育に関する基準を、中等教育に関する一般的な基準の範囲内で、設定し、及びこれらの実施に関し、指導と助言を与えること。
- ロ 学習指導要領の編修及び改訂に関すること。
- ホ 教科用図書の編修及び改訂に関すること。
- ヘ 教材に関する資料の作成及び提供に関すること。
- ト 手引書、指導書、パンフレット等の作成及び提供に関すること。
- チ 研究集会、講習会その他の催しの主催又はこれらへの参加

一七

文部省組織令

に關すること。

ト 教育職員に現職教育に關し、援助と助言を與えること。
チ 研究指定校に關すること。

二 国立高等学校(国立大学附置のものを除く。)に關し、予算案の準備その他の他部局に屬しない事務を處理すること。

三 学校における産業教育の振興のための事務について連絡調整すること。

四 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)に關する事務(技術教育課、振興課及び助成課の所掌に屬するものを除く。)を處理すること。

五 中等教育における職業指導に關し、援助と助言を與えること。

六 中学校及び高等学校の生徒の職業選択及び就職に關し、指導と助言を與えること。

七 学校植林、学校農場の経営等中等教育における生産的事業に關し、指導と助言を與えること。

八 中学校卒業程度を入学資格とする各種学校の教育に關し、援助と助言を與えること。

九 中央産業教育審議会に關すること。

(保健課)

第十一條 保健課においては、左の事務をつかさどる。

一 学校における健康教育及び健康管理に關し、左に掲げる事務を行うこと。

一八

イ 基準を設定し、及びその実施に關し、指導と助言を與えること。但し、健康教育に關しては、学校教育に關する一般的基準の範囲内で行うものとする。

ロ 学習指導要領及び学校保健計画実施要領の編纂及び改訂に關すること。

ハ 資料の収集及び提供に關すること。

ニ 手引書、指導書、パンフレット等の作成及び提供に關すること。

ホ 研究会、講習会その他の催しの主催又はこれらへの参加に關すること。

ヘ 教育職員に現職教育に關し、援助と助言を與えること。

二 虚弱な児童、生徒又は幼児の保健に關し、指導と助言を與えること。

三 運動医事に關し、指導と助言を與えること。

四 学校医、学校歯科医、養護教員その他の学校保健関係職員に關し、指導と助言を與えること。

五 教員保健所に關すること。

六 学校身体検査に關すること。

七 学校保健分科審議会に關すること。

(教科書課)

第十二條 教科書課においては、左の事務をつかさどる。

一 教科用図書検定基準の作成及び改訂等中等教育用教科用図書の検定に關すること。

202

二 通信教育用学習図書検定基準の作成及び改訂等中学校又は高等学校の行う通信教育のための学習図書の検定に關すること。

三 検定済の教科用図書及び通信教育用学習図書の目録の作成及び提供に關すること。

四 文部省が著作の名義を有する出版物の著作権を管理すること。

五 文部省の出版物の体裁、印刷、製本等の基準を作成し、及びこれらの事項について他部局及び他の機関に対し、指導と助言を與えること。

六 教科書の発行に關する臨時措置法(昭和二十三年法律第二百十三号)及び文部省著作教科書の出版権等に關する法律(昭和二十四年法律第四十九号)に關する事務を處理すること。

七 教科用図書検定調査審議会に關すること。

(特殊教育室)

第十三條 特殊教育室においては、左の事務をつかさどる。

一 盲学校、ろう学校及び養護学校並びに特殊学級における教育に關し、左に掲げる事務を行うこと。

イ 学校管理に關し、指導と助言を與えること。

ロ 教育課程、編制その他の教育に關する基準を設定し、及びこれらの実施に關し、指導と助言を與えること。

ハ 学習指導要領の編纂及び改訂に關すること。

ニ 教科用図書の編纂及び改訂に關すること。

ホ 教材に關する資料の作成及び提供に關すること。

文部省組織令

第三節 大学学術局

(大学学術局の分課)

第十四條 大学学術局に左の七課及び一室を置く。

一 庶務課

二 大学課

三 技術教育課

四 教職員養成課

五 学生課

六 研究助成課

七 学術課

一九

文部省組織令

八 學術情報室

(庶務課)

第十五条

庶務課においては、左の事務をつかさどる。

一 指導課の所掌に属するものを除く外、大学の設置、廃止、設置の変更等の認可を行うこと。

二 大学課、技術教育課、教職員養成課、学生課及び学術課の立案したものに基いて、国立大学及びこれに附置する学校その他の機関の予算案を準備すること。

三 大学教育の振興に関し、企画すること。

四 国費による在外研究員及び内地研究員並びに大学教授の国際交換のための候補者の選考に関すること。

五 日本学術会議及び科学技術行政協議会との連絡に関すること。

六 国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)に関する事務を処理すること。

七 大学設置審議会に関すること。

(大学課)

第十六条

大学課においては、左の事務をつかさどる。

一 大学教育に関し、左に掲げる事務(技術教育課及び教職員養成課の所掌に属するものを除く)を行うこと。

イ 教育課程、編制その他の教育に関する基準を設定し、及びこれらの実施に関し、援助と助言を与えること。

ロ 専門的出版物の作成及び提供に関すること。

二〇

ハ 研究会会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。

二 技術教育課、教職員養成課、学生課及び学術課の所掌に属するものを除く外、国立の大学(大学及び学部)に附置する教育機関及び研究機関を含む)に関し、予算案の準備のための立案その他の他部局に属しない事務を処理すること。

三 大学(短期大学を除く)の運営に関し、援助と助言を与えること。

四 大学の附属病院に関し、援助と助言を与えること。

五 大学学部の行う正規の課程としての通信教育(第十七条第六号に規定するものを除く)に関し、援助と助言を与えること。

六 大学における外国人留学生(硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む)以下(琉球)という)から派遣された留学生を含む。以下同じ。の教育に関し、援助と助言を与えること。

七 大学院及び学位に関すること。

八 大学入学試験(大学進学適性検査を含む)に関すること。

(技術教育課)

第十七条

技術教育課においては、左の事務をつかさどる。

一 大学における技術教育及び短期大学における教育に関し、左に掲げる事務を行うこと。

イ 教育課程、編制その他の教育に関する基準を設定し、及びこれらの実施に関し、援助と助言を与えること。但し、大学における技術教育に係る基準に関しては、大学教育に関する

一 一般的基準の範囲内で行うものとする。

ロ 専門的出版物の作成及び提供に関すること。

ハ 研究会会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。

二 国立大学の技術教育、国立大学の学部(附属する農場、演習林、牧場、実習工場及び練習船並びに国立短期大学)に属し、予算案の準備のための立案その他の他部局に属しない事務を処理すること。

三 短期大学の運営に関し、援助と助言を与えること。

四 技術者の養成計画に関すること。

五 産業教育振興法第十五条第一項第四号(同法第十九条において準用する場合を含む)に関する事務(公立の大学の施設に関するものを除く)及び同条第二項第一号に関するもののうち公立の大学の設備に係る事務を処理すること。

六 技術教育に係る大学学部又は短期大学の行う正規の課程としての通信教育に関し、援助と助言を与えること。

七 高等学校卒業程度を入学資格とする各種学校の教育に関し、援助と助言を与えること。

八 専門学校卒業程度検定に関すること。

(教職員養成課)

第十八条

教職員養成課においては、左の事務をつかさどる。

一 教育職員の養成計画を立案し、及びその実施に関し、援助と助言を与えること。

文部省組織令

第十九条

学生課においては、左の事務をつかさどる。

一 大学における学生の厚生補導に関し、左に掲げる事務を行うこと。

二一

文部省組織令

- イ 厚生補導の組織及びその運営に関し、援助と助言を与えること。
- ロ 課外教育活動に関し、援助と助言を与えること。
- ハ 課外教育環境の整備その他の厚生援護に関し、援助と助言を与えること。
- ニ 職業指導及び就職のあつ旋に関し、援助と助言を与えること。
- ホ 専門的出版物の作成及び提供に関すること。
- ヘ 研究会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。
- ト 補導のための専門的技術の発達及び普及に関し、援助と助言を与えること。
- 二 国立大学の学生の厚生補導に関する予算案の準備のための立案に関すること。
- 三 生徒の奨学に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。
- 四 生徒に対する旅客運賃割引証に関する事務を処理すること。
- 五 奨学及び生徒の厚生補導又は援護に関する団体との連絡に関すること。
- 六 日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)に関する事務を処理すること。
- 七 生徒厚生審議会に関すること。

(研究助成課)

第二十條 研究助成課においては、左の事務をつかさどる。

- 十一 學術団体に対し、援助と助言を与えること。
- 十二 国立自然教育園及び史料館を管理し、及び運営すること。
- 十三 民間學術研究機関の助成に関する法律に関する事務を処理すること。
- 十四 學術奨励審議会及び測地學審議会に関すること。但し、科學研究費分科審議会、學術文獻總合目録分科審議会、學術文獻紹介分科審議会及び學術情報分科審議会に関するものを除く。

(學術情報室)

- 第二十二條 學術情報室においては、左の事務をつかさどる。
- 一 内外の學術に関する情報及び資料の収集、保存及び提供に関すること。
- 二 研究者、研究事業及び學術文獻に関する目録の作成及び提供に関すること。
- 三 學術文獻の紹介及び學術論文の抄録作成に関すること。
- 四 學術に関する標本及び出版物等の外国との交換に関すること。
- 五 學術文獻總合目録分科審議会、學術文獻紹介分科審議会及び學術情報分科審議会に関すること。

第四節 社会教育局

(社会教育局の分課)

第二十三條 社会教育局に左の六課を置く。

- 一 社会教育課
- 二 社会教育施設課

文部省組織令

1111

- 一 學術研究の助成に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。
- 二 學術振興の所掌に属するものの外、研究機関及び研究者に対する學術の振興のための補助に関すること。
- 三 研究用資料の利用に関し、調査し、及び連絡すること。
- 四 科學研究費等分科審議会に関すること。

(學術課)

第二十一條 學術課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 學術の振興に関し、企画すること。
- 二 国立教育研究所、緯度観測所、統計數理研究所、国立道伝字研究所及び国立大学附置研究所に関し、予算案の準備についての立案その他の他部局に属しない事務を処理すること。
- 三 前号の研究、民間學術研究機関の助成に関する法律(昭和二十六年法律第二十七号)第二條の研究機関その他の研究機関の研究体制の整備等に関し、援助と助言を与えること。
- 四 国立大学の學術研究に関する施設、設備の整備に関し、援助と助言を与えること。
- 五 學術に関する資料の整備及び保存に関し、援助と助言を与えること。
- 六 學術研究者の養成計画に関すること。
- 七 學術に関する研究会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。
- 八 大学又は研究機関の附屬図書館その他の學術に関する圖書施設に対し、學術の振興のための援助と助言を与えること。
- 九 學術用語の制定及び普及に関すること。
- 十 學術映画及び學術幻燈圖の製作及び普及に関すること。

- 三 体育課
- 四 芸術課
- 五 視聴覚教育課
- 六 著作権課

(社会教育課)

- 第二十四條 社会教育課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 公民教育、青少年教育、婦人教育、労働者教育等の社会人に対する教育並びに生活向上のための職業教育及び科學教育に関し、左に掲げる事務を行うこと。
- イ 情報資料の収集及び提供に関すること。
- ロ 研究会、講習会、展示会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。
- 二 社会教育の振興に関し、企画すること。
- 三 社会教育に関する教材等の解説目録の作成及び提供に関すること。
- 四 青少年の教護に関し、援助と助言を与えること。
- 五 国民の祝日等における行事による社会教育に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。
- 六 学校開放に関し、援助と助言を与えること。
- 七 社会教育としての通信教育に関し、援助と助言を与えること。
- 八 復員者その他一般引揚者に対する成人教育に関すること。
- 九 社会教育主事の講習に関すること。

1111

文部省組織令

二四

- 十 その他他課の所掌に属するものを除く外、社会教育の向上及び普及に関し、援助と助言を与えること。
- 十一 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び青年学級振興法（昭和二十八年法律第二百一十一号）に関する事務を処理すること。
- 十二 社会教育審議会に関すること。但し、教育映画等審議分科審議会及び社会教育施設分科審議会に関するものを除く。
- （社会教育施設課）
- 第二十五条 社会教育施設課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 図書館（学校の図書館を除く）、博物館、公民館その他の社会教育施設（以下この条において単に「社会教育施設」という。）に関し、左に掲げる事務を行うこと。
- イ 施設、設備、運営等の基準の設定及びこれらの実施に関し、指導と助言を与えること。
- ロ 補助に関すること。
- ハ 情報資料の収集及び提供に関すること。
- ニ 研究会、講習会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。
- 三 国立科学博物館に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を処理すること。
- 四 社会教育としての読書指導に関し、援助と助言を与えること。
- 五 司書及び司書補並びに学芸員の講習に関すること。

- 五 図書館職員養成所を管理し、及び運営すること。
- 六 その他社会教育施設の向上及び普及に関し、援助と助言を与えること。
- 七 図書館法（昭和二十五年法律百十八号）及び博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）に関する事務を処理すること。
- 八 社会教育施設分科審議会に関すること。
- （体育課）
- 第二十六条 体育課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 運動競技及びレクリエーションに関し、左に掲げる事務を行うこと。
- イ 情報資料の収集及び提供に関すること。
- ロ 研究会、講習会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。
- ハ 指導者の養成に関すること。
- 二 国際的又は全国的な規模において行われる運動競技に関し、連絡し、及び援助すること。
- 三 運動競技団体及びレクリエーション団体との連絡に関すること。
- 四 国民体育館を管理し、及び運営すること。
- 五 その他運動競技及びレクリエーションの向上及び普及に関し、援助と助言を与えること。
- 六 保健体育審議会に関すること。但し、学校保健分科審議会、学校給食分科審議会及び学校体育分科審議会に関するものを除く。

（芸術課）

第二十七条

- 芸術課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 文学、音楽、美術、演劇その他の芸術及び国民娯楽に関し、左に掲げる事務を行うこと。
- イ 情報資料の収集及び提供に関すること。
- ロ 研究会、講習会、展示会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。
- ハ その他芸術及び国民娯楽の向上及び普及に関し、援助と助言を与えること。
- 二 国立近代美術館及び日本芸術院に関し、予算案の準備その他の他部局に属しない事務を処理すること。
- 三 芸術に関する団体との連絡に関すること。
- （視聴覚教育課）
- 第二十八条 視聴覚教育課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 視聴覚教育による社会教育及び学校教育に関し、左に掲げる事務を行うこと。
- イ 情報資料の収集及び提供に関すること。
- ロ 教材の製作に関すること。
- ハ 教材等の解説目録の作成及び提供に関すること。
- ニ 研究会、講習会、展示会その他の催しの主催又はこれらへの参考に関すること。
- ホ その他視聴覚教育の向上及び普及に関し、援助と助言を与えること。
- 文部省組織令

（著作権課）

第二十九条

- 著作権課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 著作権法（明治三十二年法律第三十九号）、著作権に関する仲介業務に関する法律（昭和十四年法律第六十七号）及び予約出版法（明治四十三年法律第五十五号）その他著作権に関する条約及び法令に関する事務を処理すること。
- 二 内外の著作権に関し、調査し、資料を収集し、及びこれらを利用に供すること。
- 三 著作権審議会に関すること。
- 第五節 調査局
- （調査局の分課）
- 第三十条 調査局に左の七課を置く。
- 一 企画課
- 二 調査課
- 三 統計課
- 四 国際文化課
- 五 広報課
- 六 国語課
- 七 宗務課
- （企画課）
- 第三十一条 企画課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 基本的な文教施策についての調査及び企画に関すること。

文部省組織令

- 二 文部省の所掌事務の運営の評価に關すること。
- 三 中央教育審議会に關すること。

(調査課)

第三十二條 調査課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 文部省の所掌事務に關する一般的調査研究を行い、これに必要な資料を収集し、及びその結果を利用に供すること。
- 二 文部省の所掌事務に關する調査研究についての年次計画の立案及び調整に關すること。
- 三 外国の教育事情について調査研究を行い、及びその結果を利用に供すること。
- 四 他部局及び他の機關の求めに應じ、特殊の調査研究について援助と助言を與える。
- 五 文部省の所掌事務に關する年報、要覽等を編集し、及び頒布すること。
- 六 国立国会図書館支部文部省図書館に關すること。

(統計課)

第三十三條 統計課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 文部省の所掌事務に關する一般的統計を作成し、解釈し、これに必要な資料を収集し、並びにその結果に基づき、年報、統計連報その他の統計報告を編集し、及び頒布すること。
- 二 文部省の所掌事務に關する統計の作成についての年次計画の立案及び調整に關すること。

二六

立案及び調整に關すること。

- 三 文部省の所掌事務に關する指定統計に關すること。
- 四 教育統計に關する知識及び技術の普及及び向上に關すること。

(国際文化課)

第三十四條 国際文化課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 教育職員、学徒、研究者、著作家、芸術家、國際的な運動競技大会及び文化的会合の参加者等の諸外国との交換に關し、條約その他の國際約束に従い、國際的取決めを交渉し、及び締結すること。
- 二 教育、學術又は文化に關する國際的諸活動についての各部局の事務(琉球に關するものを含む。)の連絡調整に關すること。
- 三 日本ユネスコ國內委員会に關し、予算案の準備その他の他部局に屬しない事務を處理すること。
- 四 ユネスコ活動に關する法律(昭和二十七年法律第二百七号)に關する法令案を作成し、及び國內におけるユネスコ活動に關し、法人の設立の認可その他の日本ユネスコ國內委員会の所掌に屬しない事務を處理すること。
- 五 公費又は私費による在外研究を援助すること。
- 六 外国人留学生の受入の連絡及び海外への留学生の派遣に關すること。

七 大学教授の國際交換に關し、連絡調整すること。

- 八 國內における國際文化事業及びこれを行う団体等に對し、援助と助言を與えること。
- 九 外国出版物の購入、交換等に關する事務を處理すること。

(広報課)

第三十五條 広報課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 文部省の政策及び文教に關する諸制度の趣旨の普及徹底に關すること。
- 二 報道事務に關すること。
- 三 文部広報等を編集し、及び頒布すること。
- 四 文部省の定期刊行物(文部省著作教科書の出版等に關する法律の適用を受けるものを除く。)の出版について連絡調整すること。

(国語課)

第三十六條 国語課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 国語の改良について調査し、及び企画し、並びに政府機關、教育機關その他に對し、その普及を圖ること。
- 二 国立国語研究所に關し、予算案の準備その他の他部局に屬しない事務を處理すること。
- 三 ローマ字に關する調査研究を行い、並びにローマ字教育について文部省組織令

いて調査し、及び企画すること。

- 四 ローマ字教育に關し、教科用圖書を改訂し、並びに手引書、指導書等を作成し、及び利用に供すること。
- 五 公用文の改善についての調査及び企画に關すること。
- 六 文部省の出版物の用語及び用語法を審査し、並びに文体を定めること。
- 七 外国人に對する日本語教育の実施に關し、専門的、技術的な援助と助言を與えること。
- 八 国立国語研究所設置法(昭和二十三年法律第二百五十四号)に關する事務を處理すること。
- 九 国語審議会に關すること。

(宗教課)

第三十七條 宗教課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 宗教に關する情報資料の収集及び提供に關すること。
- 二 宗教団体との連絡に關すること。
- 三 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百六号)に關する事務を處理すること。
- 四 宗教法人審議会に關すること。

第六節 管理局

(管理局の分課)

第三十八條 管理局に、教育施設部の外、左の三課及び一室を置く

文部省組織令

く。

- 一 振興課
 - 二 福利課
 - 三 学校給食課
 - 四 教育用品室
- 2 教育施設部に左の四課を置く。
- 一 計画課
 - 二 指導課
 - 三 助成課
 - 四 工営課

(振興課)

第三十九條 振興課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 文部大臣がその所轄庁である学校法人について認可及び認定を行うこと。
- 二 私立学校に関する行政の制度について企画し、並びにこれらの行政の組織及び一般的運営に関し、指導、助言及び勧告を与えること。
- 三 文部大臣がその所轄庁である学校法人の経営に関し、調査し、及び指導と助言を与えること。
- 四 私立学校教育の振興のための学校法人等の助成に関するこ

と。

- 五 産業教育振興法第十九條に関する事務のうち、同条において準用する同法第十五條第一項第一号及び第三号、同法第二項第一号並びに第十六條に関するものを処理すること。
- 六 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第六條に関する事務を処理すること。
- 七 私立学校に関する団体との連絡に関すること。
- 八 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十九号)、私立学校振興会法(昭和二十七年法律第十一号)及び私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に関する事務を処理すること。

九 私立大学審議会に関すること。

(福利課)

第四十條 福利課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 文部省共済組合及び公立学校共済組合に関すること。
- 二 職員(内部部局の職員を除く。)の衛生、医療その他福利厚生に関し、援助と助言を与えること。
- 三 地方公務員たる教育関係職員の福利厚生に関し、援助と助言を与えること。

(学校給食課)

第四十一條 学校給食課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 学校給食に関し、指導、助言及び援助を与えること。
- 二 学校給食用物資の需要量の取りまとめ、入手のあつ、旋轉学校給食用物資の確保に関すること。
- 三 学校給食分科審議会に関すること。

(教育用品室)

第四十二條 教育用品室においては、左の事務をつかさどる。

- 一 教育用品に関し、左に掲げる事務を行うこと。
 - イ 資料の収集及び提供に関すること。
 - ロ 研究集会、展示会、講習会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。
 - ハ 基準を設定し、分類を行い、並びに解説目録を作成し、及び利用に供すること。
 - ニ 創作改良についての調査研究及びこれらの結果の普及に関すること。
 - ホ 審査、推せん及びあつ、旋轉に関すること。
 - ヘ 規格の制定に関し、連絡すること。
- 二 教育、学術、文化又は宗教に係る國際的に供給の不足する物資に関し、需要量の取りまとめ、割当及び配分を行うこと。

文部省組織令

三 教育、学術、文化又は宗教に係る物資の入手又は利用について便宜を与えること。

(計画課)

第四十三條 計画課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 国立の文教施設の復旧整備に関し、企画し、及び予算案を準備すること。
 - 二 国立の文教施設に関する資料の収集及び提供に関すること。
 - 三 文教施設の立地計画、環境整備及び確保等に関し、連絡調整すること。
 - 四 学校教育の一般的基準に基づき、学校施設の基準を設定すること。
 - 五 学校施設の確保に関する政令(昭和二十四年政令第三十四号)に関する事務を処理すること。
- (指導課)
- 第四十四條 指導課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 文教施設の建設計画及びその実施に関し、援助と助言を与えること。
 - 二 国立の文教施設の復旧整備に係る請負契約に関すること。
 - 三 文教施設の防災その他保全に関し、指導と助言を与えること。

文部省組織令

- 四 文教施設に関する技術的な調査研究を行い、及びその結果を利用に供すること。
- 五 学校施設の規格の設定及び普及に関すること。
- 六 公立の大学の校地、校舎、運動場、寄宿舎等の建設に係る認可に関すること。

(助成課)

第四十五條 助成課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 公立の文教施設の復旧整備のための財政的援助に関すること。
- 二 公立の文教施設に関する資料の収集及び提供に関すること。
- 三 産業教育振興法第十五条第一項第三号に関する事務（設備に関するものを除く。）及び同条同項第四号に関するもののうち、公立の大学の施設に係る事務を処理すること。
- 四 公立の文教施設の復旧整備に関し、指導と助言を与えること。

五 公立学校施設費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）及び危険校舎改築促進臨時措置法（昭和二十八年法律第二百四十八号）に関する事務を処理すること。

(工営課)

第四十六條 工営課においては、国立の文教施設の工事に關し、左

援助を與えること。

五 特別の定のある場合を除く外、各課の所掌事務に關し、法令案を作成し、及び予算案を準備すること。

(連絡にあたる課の事務)

第四十八條 財務課、庶務課、社会教育課、企画課及び振興課においては、当該課の所掌に属するものとされた事務の外、それぞれ左の事務をつかさどる。

- 一 特別の定のある場合を除く外、当該課の属する局の所掌事務に關し、連絡調整すること。
- 二 当該課の属する局の所掌事務に關し、法令案及び予算案を取りまとめること。
- 三 当該課の属する局の所掌事務のうち、他に属しない事務を処理すること。

第二章 文化財保護委員会事務局

(事務局の分課)

第四十九條 文化財保護委員会事務局に左の七課を置く。

- 一 管理課
- 二 企画連絡課
- 三 会計課
- 文部省組織令

三〇

の事務をつかさどる。

- 一 設計及び積算に関すること。
- 二 設計書類の照査に関すること。
- 三 施工基準の作成及び施工の管理に関すること。

第七節 共通事項

(各課の共通事務)

第四十七條 各課及び各室（以下この条において単に「各課」という。）においては、第二条から前条まで（第五条、第十四条、第二十三条、第三十条及び第三十八条を除く。）に定めるものの外、それぞれ左の事務をつかさどる。

- 一 各課の所掌事務に關し、地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関、大学、研究機関等の関係機関に対し、専門的、技術的な指導、助言及び援助を与えること。
- 二 各課の所掌事務に関する国際的諸活動について連絡調整すること。
- 三 各課の所掌事務に関する法人の設立の認可、監督等を行うこと。
- 四 各課の所掌事務に關し、審議会等に対し、事務的、技術的な

四 記念物課

五 美術工芸課

六 建造物課

七 無形文化課

(管理課)

第五十條 管理課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 文化財保護委員会（以下「委員会」という。）の職員の職階、任免、給與、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 二 委員会の職員の団体に關すること。
- 三 委員会に關する栄典及び表彰に關すること。
- 四 委員会の公印を制定し、並びに委員長、事務局長及び次長の官印及び委員会印を管掌すること。
- 五 委員会に關する公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 六 委員会の所掌事務の監察に關すること。
- 七 委員会の権限の委任に關する事務を處理すること。
- 八 重要文化財（国宝を含む。以下第五十三條第一号、第五十四條第一号及び第五十五條第一号の場合を除き同様とする。）につい

文部省組織令

ての国庫補助、国庫負担及び損害補償に関すること。

九 史跡名勝天然記念物(特別史跡名勝天然記念物を含む。以下第五十三條第一号の場合を除き同様とする。)についての国庫補助、国庫負担及び損害補償に関すること。

十 無形文化財についての国庫補助、資料のあつ、旋その他の助成及び国庫負担に関すること。

十一 国立博物館及び文化財研究所に関する事務を処理すること。

(企画連絡課)

第五十一條 企画連絡課においては、左の事務をつかさどる。

一 委員会の機密に関すること。

二 委員会の所管行政について総合調整を行うこと。

三 委員会の所掌事務に関する法令案その他の公文書類を審査し、法令の解釈について連絡調整すること。

四 委員会の政策を立案するために必要な資料の収集及び作成に関すること。

五 委員会の政策の普及並びに文化財に関する知識の普及及び理解の徹底その他広報に関すること。

六 委員会が編集し、又は作成した刊行物、写真、複製品等の頒

三三

布に関すること。

七 文化財の保存及び活用に関する一般的統計調査に関すること。

八 文化財の保存及び活用のための国際的諸活動に関すること。

九 委員会の所掌事務に関する会議、研究会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。

十 都道府県の教育委員会その他の関係機関に対し、委員会の所掌事務に関する一般的、共通的事項について連絡し、及び助言すること。

十一 文化財に関する調査研究委託費に関すること。

十二 委員会の所掌事務に関する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條に規定する法人に関する事務を処理すること。

十三 委員会の行う聴聞に関する事務を処理すること。

十四 委員会の所掌事務に関する事項の官報掲載に関すること。

十五 委員会及び文化財専門審議会の会議その他庶務に関すること。

十六 文化財保護法昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」

という。)に係る法令案を作成すること。

十七 委員会の所掌事務で他の所掌に属しない事務を処理すること。

(会計課)

第五十二條 会計課においては、左の事務をつかさどる。

一 委員会の経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

二 行政財産及び物品の管理に関すること。

三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物である公共福祉用財産の管理について調整を行うこと。

四 委員会の管理する事務所等の営繕に関すること。

五 委員会の職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

六 委員会の職員の共済組合に関すること。

七 委員会の職員に貸與する国設宿舎に関する事務を処理すること。

八 庁内の取締に関すること。

九 重要文化財の出品に対する給與金に関すること。

十 重要文化財の買取に関すること。

十一 埋蔵文化財の発見に対する報償金に関すること。

三三

十二 委員会の所掌事務に関する物資の割当及びあつ、旋その他物資の確保についての総括に関すること。

(記念物課)

第五十三條 記念物課においては、左の事務をつかさどる。

一 史跡名勝天然記念物又は特別史跡名勝天然記念物の指定及びその解除並びに民俗資料としての国宝又は重要文化財の指定及びその解除に関すること。

二 史跡名勝天然記念物及び民俗資料である重要文化財の管理、復旧又は修理についての命令、勸告、指示及び指揮監督に関すること。但し、建造物課の所掌に属するものを除く。

三 特別史跡名勝天然記念物及び民俗資料である国宝の復旧又は修理及び滅失、き損又は喪失の防止の措置の施行に関すること。

四 史跡名勝天然記念物及び民俗資料である重要文化財の現状変更等の許可並びにこれらの環境保全のためにする行為の制限、禁止及び必要な施設の命令に関すること。

五 史跡名勝天然記念物及び民俗資料である重要文化財についての調査及び史跡名勝天然記念物の調査のために必要な措置の施行に関すること。

文部省組織令

- 六 史跡名勝天然記念物及び民俗資料である重要文化財の管理に
ついての届出に関する事。
- 七 古墳、旧跡その他の遺跡発見の届出に関する事。
- 八 埋蔵文化財の発掘に関する届出、指示及び命令に関する事。
と。
- 九 埋蔵文化財の発掘の施行に関する事。
- 十 埋蔵文化財の鑑査に関する事。
- 十一 埋蔵文化財の譲与及び譲渡に関する事。
- 十二 民俗資料である重要文化財の出品又は公開についての命
令、勧告、承認及び許可に関する事。
- 十三 出品され、又は管理若しくは修理の委託を受けた民俗資料
である重要文化財の管理又は修理に関する事。
- 十四 国の所有又は占有に属する史跡名勝天然記念物及び民俗資
料である重要文化財並びに埋蔵文化財の管理並びに修理に関す
る事。
- 十五 史跡名勝天然記念物、民俗資料及び埋蔵文化財(以下「記念
物」という。)に關し、専門的、技術的な指導と助言を与えるこ
と。
- 十六 記念物に関する台帳の整備に関する事。
- 十七 記念物の管理、修理及び復旧に必要な資料を刊行するこ
と。

三四

- 十八 記念物に関する記録、写真、複写及び複製に関する事。
 - 十九 法第六十六條の規定によりなおその効力を有する旧重要美
術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号。以下「旧
法」という。)の施行に関する事務のうち、民俗資料に関するも
のを処理する事。
 - 二十 史跡名勝天然記念物及び民俗資料である重要文化財の管理
のための防火施設その他の保存施設に關し、建造物課に対し勸
告する事。
- (美術工芸課)
- 第五十四條 美術工芸課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 絵画、彫刻、工芸品、書跡、筆跡、典籍、古文書、考古資料
その他建造物及び民俗資料以外の有形文化財(以下「美術工芸
品」という。)としての国宝又は重要文化財の指定及びその解除
に関する事。
 - 二 刀剣類の製作の承認に関する事。
 - 三 美術品若しくは骨とう品として価値のある火なわ銃式火器又
は美術品として価値のある刀剣類の登録に関する事。
 - 四 美術工芸品である重要文化財の管理又は修理についての命
令、勧告、指示及び指揮監督に関する事。但し、建造物課の
所掌に属するものを除く。
 - 五 美術工芸品である国宝の修理及び滅失又は損の防止の措置

・の施行に関する事。

- 六 美術工芸品である重要文化財の出品又は公開についての命
令、勧告、承認及び許可に関する事。
- 七 美術工芸品である重要文化財の現状変更等の許可並びにその
環境保全のためにする行為の制限、禁止及び必要な施設の命令
に関する事。
- 八 美術工芸品である重要文化財についての調査に関する事。
- 九 美術工芸品である重要文化財の管理についての届出に関する
事。
- 十 出品され、又は管理若しくは修理の委託を受けた美術工芸品
である重要文化財の管理又は修理に関する事。
- 十一 国の所有又は占有に属する美術工芸品である重要文化財の
管理又は修理に関する事。
- 十二 美術工芸品に關し、専門的、技術的な指導と助言を与える
事。
- 十三 美術工芸品に関する台帳の整備に関する事。
- 十四 美術工芸品の管理及び修理に必要な資料を刊行する事。
- 十五 美術工芸品に関する記録、写真、複写及び複製に関するこ
と。
- 十六 旧法の施行に関する事務のうち美術工芸品に関するものを
処理する事。

文部省組織令

- 十七 美術工芸品である重要文化財の管理のための防火施設その
他の保存施設に關し、建造物課に対し勧告する事。
- (建造物課)

第五十五條

- 建造物課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 建造物としての国宝又は重要文化財の指定及びその解除に関
する事。
 - 二 建造物である重要文化財の管理又は修理についての命令、勸
告、指示及び指揮監督に関する事。
 - 三 建造物である国宝の修理及び滅失又は損の防止の措置の施
行に関する事。
 - 四 建造物である重要文化財の出品又は公開についての命令、勸
告、承認及び許可に関する事。
 - 五 建造物である重要文化財の現状変更等の許可並びにその環境
保全のためにする行為の制限、禁止及び必要な施設の命令に関
する事。
 - 六 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の管理のための防火施設
その他の保存施設に関する命令、勧告、指示及び指揮監督並び
に委員会の所掌に属する文化財の防火施設その他の保存施設に
關する専門的、技術的な指導と助言に関する事。
 - 七 建造物である重要文化財についての調査に関する事。
 - 八 建造物である重要文化財の管理についての届出に関する事。

文部省組織令

と。

九 出品され、又は管理若しくは修理の委託を受けた建造物である重要文化財の管理又は修理に關すること。

十 国の所有又は占有に屬する建造物である重要文化財の管理又は修理に關すること。

十一 建造物に關し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。

十二 建造物に關する台帳の整備に關すること。

十三 建造物の管理、修理及び復旧に必要な資料を刊行すること。

十四 建造物に關する記録、写真及び複製に關すること。

十五 旧法の施行に關する事務のうち建造物に關するものを処理すること。

(無形文化財)

第五十六条 無形文化財においては、左の事務をつかさどる。

一 助成の措置を講ずべき無形文化財の調査及び選定に關すること。

二 助成の措置を講じた無形文化財の保存に關する指示及び指導監督に關すること。

三 助成の措置を講じた無形文化財の公開の命令及び承認に關すること。

三六

四 無形文化財に關し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。

五 無形文化財についての資料の整備及び管理に關すること。

六 無形文化財に關する台帳の整備に關すること。

七 無形文化財の保護に必要な資料を刊行すること。

八 無形文化財に關する記録、写真、複写及び複製に關すること。

附則

1 この政令は、昭和二十七年九月一日から施行する。

2 当分の間、この政令中「学校」には、学校教育法第九十八条第一項に定める学校を、「大学」には、同条同項の従前の規定による大学及び専門学校を、「短期大学」には、同条同項の従前の規定による専門学校を含むものとする。

附則

1 この政令は、昭和二十八年八月一日から施行する。

附則

この政令中文部省組織令第八条及び第九条第十号の改正規定、改正後の同令第九条第十一号中理科教育振興法及び学校図書館法に關する事務に係る部分の改正規定並びに同令第三十九条に一号を加える部分の改正規定は、昭和二十九年四月一日から、その他の規定は、公布の日から施行する。但し、同令第五十四条の改正規定は、昭和二十八年九月一日から適用する。

附則 (昭和二十八年十一月二十日政令第三百五十三号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十八年十二月二十四日政令第四百九号)

1 この政令は、法の施行の日(昭和二十八年十二月二十五日)から施行する。

●文部省設置法施行規則

(沿革) 昭和二十八年五月二〇日文部省令第一三三号、八月五日第一八号改正

文部省設置法施行規則

文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)及び文部省組織令(昭和二十七年政令第三百八十七号)を実施するため、並びに国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第十二条、ユネスコ活動に關する法律(昭和二十七年法律第二百七号)第十八条第七項並びに文部省設置法第十八条第二項、第十九条第三項、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項及び第二十三条第二項の規定に基き、文部省設置法施行規則を次のように定める。

文部省設置法施行規則

目次

第一章 内部部局	三八頁
第一節 大臣官房(第一条―第四条)	三八
第二節 初等中等教育局(第五条)	四一
第三節 大学学術局(第六条―第十六条)	四一
第四節 社会教育局(第十七条―第二十三条)	四三
第五節 管理局(第二十四条)	四四
第二章 国立の学校(第二十五条)	四四
第三章 所轄機関	四四
第一節 日本ユネスコ国内委員会事務局(第二十六条―第三十一条)	四四
第二節 国立教育研究所(第三十二条―第三十九条)	四六

文部省設置法施行規則

第三節 国立科学博物館（第四十条―第四十四条）	四七
第四節 国立近代美術館（第四十五条―第四十八条）	四九
第五節 緯度観測所（第四十九条―第五十二条）	五〇
第六節 統計数理研究所（第五十三条―第六十条）	五一
第七節 国立道徳学研究所（第六十二条―第六十八條）	五二

附則

第一章 内部部局

第一節 大臣官房

（人事課の事務分掌）

- 第一条 人事課に、その事務を分掌させるため、左の五班を置く。
 - 一 総務班
 - 二 任用班
 - 三 給与班
 - 四 職階班
 - 五 記録班
- 2 総務班においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 職員の出張について連絡調整すること。
 - 二 文部本省の職員の出張について連絡調整すること。
 - 三 職員の教養及び訓練に關すること。

三八

- 四 内部部局の職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。
- 五 文部本省の職員の団体に關すること。
- 六 内部部局の職員に貸与する宿舍の居住者の選考に關すること。
- 七 文化功勞者年金法（昭和二十六年法律第百二十五号）に關する事務その他教育、學術又は文化に功績のある者の顕彰及び榮典に關すること。
- 八 儀式典禮に關すること。
- 九 この課の所掌事務に關し、連絡調整すること。
- 十 この課の所掌事務に關し、予算案を取りまとめること。
- 3 任用班においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 職員の任免、勤務成績の評定、分限、離職その他の人事に關する事務（他の班の所掌に屬するものを除く）を處理すること。
 - 二 定員（内部部局の定員を除く）に關すること。
 - 三 国立学校における外國人教師の雇よう契約に關すること。
 - 四 この課の所掌事務に關し、法令案を作成すること。
- 4 給与班においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 職員の給与及び災害補償に關すること。
 - 二 退職者についての恩給及び退職手当に關すること。
- 5 職階班においては、職員の職階に關する事務をつかさどる。
 - 一 記録班においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 職員の人事に關する記録を作成し、整理し、及び保存すること。

- 二 国立学校の教育公務員の採用志願者名簿を作成し、及び保存すること。
- 三 職員的人事に關する公文書類を淨書する等これらの書類を處理すること。

（総務課の事務分掌）

第二条 総務課に、その事務を分掌させるため、左の五班を置く。

- 一 庶務班
- 二 審議班
- 三 国会班
- 四 往復班
- 五 記録班

- 2 庶務班においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 機密に關すること。
 - 二 秘書事務に關すること。
 - 三 大臣の祝辭等に關すること。
 - 四 大臣賞の授与及び文部省後援名義の使用許可について連絡調整すること。
 - 五 この課の所掌事務に關し、予算案を取りまとめること。
 - 六 他部局の所掌に屬しない事務及びこの課の所掌事務のうち、他に屬しない事務を處理すること。

3

- 一 文部省の機構及び内部部局の定員に關すること。
- 二 文部省の所管行政の総合調整を行うこと。

文部省設置法施行規則

- 三 教育、學術、文化又は宗教に關する法人（学校法人及び宗教法人を除く）の設立の認可基準を作成する等これらの法人の認可、監督等について連絡調整すること。
- 四 法令案その他の公文書類を審査し、法令の解釈について連絡調整すること。
- 五 官報報告及び法令集等の編集に關すること。
- 六 文部省の所掌事務の監察に關すること。
- 七 学校教育法（昭和二十二年法律第百二十六号）に關する法令案の作成について連絡調整すること。
- 八 教育基本法（昭和二十二年法律第百二十五号）及び文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）に關する事務を處理すること。
- 九 この課の所掌事務に關し、連絡調整すること。
- 十 この課の所掌事務に關し、法令案を作成すること。
- 4 国会班においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 国会との連絡に關すること。
 - 二 国会に關する情報、資料を収集し、整備し、及びこれらを利用に供すること。
- 5 往復班においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 公印（文化財保護委員會の公印を除く）を制定し、並びに大臣、政務次官、事務次官及び内部部局の公印及び省印を管掌すること。
 - 二 公文書類を接受し、及び發送すること。

文部省設置法施行規則

四〇

三 公文書類の様式及び回付手続に関し、援助と助言を与えること。
六 記録班においては、公文書類の編集、保存及び利用に関する事務をつかさどる。

(会計課の事務分掌)

第三條 会計課に、その事務を分掌させるため、左の七班を置く。

- 一 総務班
- 二 第一予算班
- 三 第二予算班
- 四 第三予算班
- 五 決算班
- 六 経理班
- 七 用度班

二 総務班においては、左の事務をつかさどる。

- 一 会計事務に関し、企画すること。
- 二 会計事務に関し、国立学校、所轄機関等及びこれらの職員に対し、指導と助言を与えること。
- 三 会計の監査に関すること。
- 四 支出官等の設置及び廃止並びに出納官吏の登録に関すること。
- 五 支出負担行為の確認及び認証に関する事務を処理すること。
- 六 震災復興貸付金の回収等に関する事務を処理すること。
- 七 国有財産の管理に関する総括事務を処理すること。

八 職員に貸与する国設宿舎に関する事務（人事課の所掌に属するものを除く。）を処理すること。

九 大学及び学校資金の管理に関すること。

十 この課の所掌事務に関し、連絡調整すること。

十一 この課の所掌事務に関し、法令案を作成すること。

十二 この課の所掌事務のうち、他に属しない事務を処理すること。

三 第一予算班においては、文部省所管の予算に関する総括事務並びに内部部局及び所轄機関の予算に関する左の事務をつかさどる。

一 予算案を作成すること。

二 支出負担行為計画表及び支払計画表に関する事務を処理すること。

三 支払委任に関する事務を処理すること。

四 予算の繰越に関する事務を処理すること。

五 予算に關する事務を処理すること。

六 この課の所掌事務に関し、予算案を取りまとめること。

四 第二予算班においては、国立学校の予算に関し、前項第一号から第五号までに掲げる事務（第三予算班の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

五 第三予算班においては、文部省所管の官制等に要する予算並びに国立学校の附置研究所及び附屬病院の予算に関し、第三項第一号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。

六 決算班においては、左の事務をつかさどる。

- 一 経費及び収入の決算に関する総括事務を処理すること。
- 二 決算の難事項に関する事務を処理すること。
- 三 経理班においては、左の事務をつかさどる。
- 四 経理に関する事務（用度班の所掌に属するものを除く。）を処理すること。

二 収入及び支出に関する事務を処理すること。

三 現金及び有価証券の出納保管に関する事務を処理すること。

四 大学及び学校資金の経理に関すること。

五 所得税及び市町村民税の徴収に関する事務を処理すること。

六 用度班においては、左の事務をつかさどる。

一 庁費及びこれに類する経費、会議費、新営費並びに修繕費の経理に関する事務を処理すること。

二 物品の出納保管に関する事務を処理すること。

三 内部部局所屬の国有財産を管理すること。

四 庁舎及び設備の維持、管理に関する事務を処理すること。

五 庁内の取締に関すること。

(副長及び主査)

第四條 人事課、総務課及び会計課に副長を置くことができる。副長は、課長を助け、課務を整理する。

二 前項の課の各班に主査を置く。主査は、課長の命を受け、班の事務をつかさどる。

第二節 初等中等教育局

(初等中等教育局の視学官)

第五條 初等中等教育局に視学官を置く。

文部省設置法施行規則

二 前項の視学官は、上司の命を受け、初等中等教育に関し、連絡、指導に當る。

三 第一項の視学官の定数、選考基準、職務等については、別に文部大臣が定める。

第三節 大学学術局

(大学学術局の視学官)

第六條 大学学術局に視学官を置く。

二 前項の視学官は、上司の命を受け、大学教育又は学術に関し、連絡、助言に當る。

三 第一項の視学官の定数、選考基準、職務等については、別に文部大臣が定める。

(国立自然教育園)

第七條 大学学術局学術課の管理の下に、国立自然教育園を置く。

二 国立自然教育園は、動物、植物その他の自然物及びこれらの自然状態のうち、国立自然教育園のもの及びこれに関連のあるもの（以下「自然」という。）に関する調査、研究、実習及び指導を行い、並びに自然のうち、国立自然教育園のものを保護することを目的とする。

三 国立自然教育園の位置は、東京都港区芝白金町台町二丁目及び品川区上大崎長者九とする。

(国立自然教育園の事業)

第八條 国立自然教育園は、前条第二項の目的を達成するため、左の事業を行う。

文部省設置法施行規則

- 一 国立自然教育園を教育関係者、学生、生徒、児童その他一般の利用に供して自然の研究、観察及び実習に関する指導を行うこと。
- 二 自然の保護に関する調査研究を行うこと。
- 三 自然に関する教材を研究し、及び供給すること。
- 四 自然についての教養の向上のために必要な事業を行うこと。
- 五 自然に関する資料を収集し、保存し、及び利用に供すること。
- 六 前各号に関連する事業を行うこと。

(国立自然教育園の園長)

第九條 国立自然教育園に園長を置く。

二 園長は、文部事務官又は文部教官をもつてこれに充てる。

(国立自然教育園の評議会)

第十條 国立自然教育園に評議会を置く。

二 評議会は、国立自然教育園の毎年の事業計画、国立自然教育園の運営に必要な経費の見積その他の運営管理に関する重要な事項について審議し、園長に助言する。

三 評議会は、十五人以内の評議員で組織する。

四 評議員は、学識経験のある者のうちから文部大臣が任命する。

五 評議員の任期は二年とし、補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とする。

六 評議会に評議員の互選による会長及び副会長各一人を置く。

七 前六項に定めるものの外、評議会の運営に必要事項は、評議会が定める。

四二

(国立自然教育園の内部組織等)

第十一條 前二条に定めるものの外、国立自然教育園の内部組織その他運営に必要事項は、別に文部大臣が定める。

(史料館)

第十二條 大学、学術局、学術課の管理の下に、史料館を置く。

二 史料館は、わが国の史料で主として近世のもの（以下「史料」という。）を収集し、保存し、及び利用に供し、あわせて史料に関する理解を深め、もつてわが国における史学の研究に資することを目的とする。

三 史料館の位置は、東京都品川区豊町一丁目とする。

(史料館の館長)

第十三條 史料館に館長を置く。

二 館長は、文部事務官又は文部教官をもつてこれに充てる。

(史料館の評議会)

第十四條 史料館に評議会を置く。

二 第十條第二項から第七項までの規定は、前項の評議会の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「国立自然教育園」とあるのは「史料館」と、「園長」とあるのは「館長」と読み替えるものとする。

(史料館の専門員会)

第十五條 史料館に専門員会を置く。

二 専門員会は、史料の収集、保存、利用等に関する専門的事項を審議し、館長に助言する。

三 専門員会は、十人以内の専門員で組織する。

四 専門員は、史料に関する専門的な知識技能を有する者のうちから文部大臣が任命する。

五 第十條第五項から第七項までの規定は、専門員又は専門員会に準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「評議員」とあるのは「専門員」と、第六項及び第七項中「評議会」とあるのは「専門員会」と読み替えるものとする。

(史料館の地方調査員)

第十五條の二 史料館に地方調査員を置く。

二 地方調査員は、当該都道府県に所在する史料を調査し、その結果を館長に報告する。

三 地方調査員は、五十人以内とする。

四 地方調査員は、史料に関する専門的な知識技能を有する者のうちから、都道府県ごとに文部大臣が任命する。

五 地方調査員の任期は、二年とする。

六 この省令に定めるものの外、調査員に必要事項は、館長が定める。

(史料館の内部組織等)

第十六條 前三条に定めるものの外、史料館の内部組織その他運営に必要事項は、別に文部大臣が定める。

第四節 社会教育局

(社会教育官)

第十七條 社会教育局に社会教育官を置く。

二 社会教育官は、上司の命を受け、社会教育に関し、連絡、指導に当る。

三 社会教育官の定数、選考基準、職務等については、別に文部大臣が定める。

(図書館職員養成所)

第十八條 図書館職員養成所に所長を置く。

文部省設置法施行規則

二 図書館職員養成所の内部組織その他運営に必要事項は、別に文部大臣が定める。

(国民体育館)

第十九條 社会教育局体育課の管理の下に国民体育館を置く。

二 国民体育館は、体育及びレクリエーションに関する調査研究を行い、これらの指導者を養成し、あわせてその施設を一般の使用に供することを目的とする。

三 国民体育館の位置は、東京都千代田区一ツ橋一丁目とする。

(事業)

第二十條 国民体育館は、前条第二項の目的を達成するため、左の事業を行う。

一 体育及びレクリエーションの指導普及に関する調査研究を行うこと。

二 職種の別作業の身体に及ぼす影響に関する調査を行い、及び職種の別作業にそれぞれ適応する体育の研究指導を行うこと。

三 安全教育、救急法等の研究、指導を行うこと。

四 身体障害者及び虚弱者に対する体育の研究、指導を行うこと。

五 体育施設、運動用具の調査研究を行うこと。

六 体育及びレクリエーションの指導者を養成するための講習会等を開催すること。

七 体育及びレクリエーションに関する内外の資料を整理し、保管し、及びこれらを一般の利用に供すること。

(国民体育館の館長)

第二十一條 国民体育館に館長を置く。

二 館長は、文部事務官をもつてこれに充てる。

(国民体育館の評議会)

第二十二條 国民体育館に評議会を置く。

四三

文部省設置法施行規則

2 第十條第二項から第七項までの規定は、前項の評議会の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「国立自然教育園」とあるのは「国民体育館」と、「園長」とあるのは「館長」と読み替えるものとする。

(国民体育館の内部組織等)

第二十三條 前二条に定めるものの外、国民体育館の内部組織その他運営に關し必要な事項は、別に文部大臣が定める。

第五節 管理局

(工事事務所)

第二十四條 教育施設部に、その所掌事務の遂行に直接必要な事務所として、左の工事事務所を置く。

- 一 札幌工事事務所
- 二 仙台工事事務所
- 三 名古屋工事事務所
- 四 大阪工事事務所
- 五 広島工事事務所
- 六 高松工事事務所
- 七 福岡工事事務所

2 前項の工事事務所の分掌等については、別に文部大臣が定める。

第二章 国立の学校

(国立の学校)

第二十五條 国立の学校の組織については、国立学校設置法施行規則(昭和二十四年文部省令第二十三号)の定めるところによる。

四四

第三章 所轄機関

第一節 日本ユネスコ国内委員会事務局

(内部組織)

第二十六條 日本ユネスコ国内委員会事務局(以下「事務局」という。)に左の四課を置く。

- 一 企画課
- 二 連絡課
- 三 調査課
- 四 普及課

(企画課)

第二十七條 企画課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 わが国におけるユネスコ活動の基本方針の策定に關する企画及び立案に關すること。
- 二 日本ユネスコ国内委員会(以下「国内委員会」という。)の所掌事務に關し、連絡調整すること。
- 三 ユネスコ活動に關する法令案の作成のための立案その他法令に關すること。
- 四 公文書類の審査に關すること。
- 五 予算及び会計に關する事務を處理すること。
- 六 職員的人事に關する事務を處理すること。
- 七 国内委員会及びその各小委員会の会議の開催に關すること。
- 八 運営小委員会、調査小委員会、教育小委員会、青少年事業小委員会及び組織活動小委員会に對し、事務的、技術的な援助を

与えること。

九 この課の所掌事務に係るユネスコ活動に關し、地方公共団体、民間団体又は個人に對して専門的、技術的な助言を与え、及びこれに協力すること。

十 前各号に掲げるものの外、国内委員会の所掌事務のうち、他に關しない事務を處理すること。

(連絡課)

第二十八條 連絡課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 ユネスコ、国際連合及びその専門機関、ユネスコ活動に關するある国際団体並びに諸国の政府、ユネスコ国内委員会及びユネスコ活動に關するある団体等との連絡協力及び情報の交換に關すること。
- 二 国内ユネスコ活動に關し、國及び地方公共団体の機関、民間団体又は個人との連絡及び情報の交換を行うこと。
- 三 ユネスコに關係のある海外渡航者及び来朝者に對し、援助を与へること。

四 翻訳(調査課及び普及課の所掌に屬するものを除く。)に關すること。

五 公印を管理すること。

六 公文書類を授受し、発送し、編集し、及び保存すること。

七 人物交換小委員会及び救済援助小委員会に對して、事務的、技術的な援助を与えること。

八 この課の所掌事務に係るユネスコ活動に關し、地方公共団体、文部省設置法施行規則

体、民間団体又は個人に對して、専門的、技術的な助言を与え、及びこれに協力すること。

(調査課)

第二十九條 調査課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 ユネスコ活動に關する調査研究を行い、並びにその結果を編集し、及び利用に供すること。
- 二 ユネスコ活動に關する調査研究の委託に關すること。
- 三 ユネスコ活動に關する資料を収集し、作成し、解釈し、翻訳し、及び整備し、並びにその結果を編集し、及び利用に供すること。
- 四 自然科学小委員会及び社会科学小委員会に對して、事務的、技術的な援助を与えること。

五 この課の所掌事務に係るユネスコ活動に關し、地方公共団体、民間団体又は個人に對して、専門的、技術的な助言を与え、及びこれに協力すること。

(普及課)

第三十條 普及課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 ユネスコ活動に關する研究集会、講習会、会議、討論会、展示会その他の催しの開催及びこれらへの参加に關すること。
- 二 ユネスコ活動に關する普及のための出版物を作成し、翻訳し、及び頒布すること。
- 三 前二号に掲げるものの外、ユネスコの目的及びユネスコ活動に關する普及に關すること。

四五

文部省設置法施行規則

四六

- 四 文化活動小委員会及び大衆通報小委員会に対して、事務的、技術的な援助を与えること。
- 五 この課の所掌事務に關し、地方公共団体、民間団体又は個人に対して、専門的、技術的な助言を与え、及びこれに協力すること。

(事務局長への委任)

第三十一條 前五條に定めるものの外、事務局の内部組織に關し必要な事項は、事務局長が定める。

第二節 国立教育研究所

(所長)

第三十二條 国立教育研究所に所長を置く。

2 所長は、所務を掌理する。

(内部組織)

第三十三條 国立教育研究所に左の三部及び附屬教育図書館を置く。

一 庶務部

二 研究調査部

三 指導普及部

(庶務部の分課及び事務)

第三十四條 庶務部に左の二課を置く。

一 庶務課

二 会計課

2 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職員の人事に關する事務を處理すること。
- 二 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 三 公印を管理すること。
- 四 国立教育研究所の所掌事務に關し、連絡調整すること。
- 五 国立教育研究所評議員會に關すること。
- 六 前各号に掲げるものの外、他の所掌に屬しない事務を處理すること。

3 会計課においては、左の事務をつかさどる。

一 予算に關する事務を處理すること。

二 経費及び收入の決算その他會計に關する事務を處理すること。

三 行政財産及び物品の管理に關する事務を處理すること。

四 職員、衛生、医療及び福利厚生に關する事務を處理すること。

五 庁舎及び設備の維持、管理に關する事務を處理すること。

六 庁内の取締に關すること。

(研究調査部)

第三十五條 研究調査部においては、左の事務をつかさどる。

一 教育の内容、方法及び制度の一般に關する系統的、基礎的研究調査を行うこと。

二 前号に掲げるものの外、教育全般に關し、必要な研究調査を行うこと。

三 教育に關する研究調査に直接必要な資料を収集し、及び翻訳すること。

四 教育に關する研究調査に必要な実験施設を運営すること。

(指導普及部)

第三十六條 指導普及部においては、左の事務をつかさどる。

一 教育に關する研究調査に關し、教育関係機関及び教職員の求めに應じ、援助と助言を与えること。

二 教育に關する研究調査の普及に關すること。

三 教育に關する研究調査活動に關し、関係機関と連絡すること。

四 教育上参考となる出版物等を作成し、及び頒布すること。

五 教育内容及び教育方法等に關し、教育関係機関及び教職員の求めに應じ、援助と助言を与えること。

(附屬教育図書館)

第三十七條 附屬教育図書館においては、左の事務をつかさどる。

一 圖書、教材、教具、教授參考資料その他教育上参考となる資料を収集し、保存し、及びこれらを職員、教職員、一般教育研究者等の利用に供すること。

二 学校図書館の管理運営に關する基礎的研究調査を行い、及びその結果を利用に供すること。

三 教育に關する研究調査に必要な圖書その他の資料の目録を編集すること。

(研究室等)

第三十八條 研究調査部、指導普及部及び附屬教育図書館に、それ

文部省設置法施行規則

四七

ぞれ、その事務を處理するため、所長の定めるところにより、必要な研究室又は室を置く。

第三十九條 附屬

第三節 国立科学博物館

(館長)

第四十條 国立科学博物館に館長を置く。

2 館長は、館務を掌理する。

(内部組織)

第四十一條 国立科学博物館に左の三部を置く。

一 庶務部

二 事業部

三 学芸部

(庶務部の分課及び事務)

第四十二條 庶務部に左の三課を置く。

一 庶務課

二 会計課

三 施設課

2 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

一 職員の人事に關する事務を處理すること。

二 職員、衛生、医療及び福利厚生に關する事務を處理すること。

三 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

文部省設置法施行規則

四八

- 四 公印を管掌すること。
 - 五 国立科学博物館の所掌事務に關し、連絡調整すること。
 - 六 国立科学博物館評議員會に關すること。
 - 七 博物館資料の保全のための警備に關すること。
 - 八 庁内の取締に關すること。
 - 九 前各号に掲げるものの外、他の所掌に屬しない事務を處理すること。
 - 三 會計課においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 予算に關する事務を處理すること。
 - 二 經費及び収入の決算その他會計に關する事務を處理すること。
 - 四 行政財産及び物品の管理に關する事務を處理すること。
 - 五 施設課においては、庁舎及び設備の維持、管理に關する事務を處理すること。
- (事業部の分課及び事務)
- 第四十三條 事業部に左の三課を置く。
- 一 普及課
 - 二 技術課
 - 三 図書課
- 二 普及課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 自然科学及びその応用に關する知識、技術の普及を圖るために、資料の貸出、研究集会、移動展その他各種の事業を実施すること。
 - 二 自然科学及びその応用に關する知識、技術の調査研究に關すること。

- 三 自然科学及びその応用に關する資料の利用に關し、内外の博物館その他関係団体等と連絡協力して、刊行物、情報の交換等の相互援助を行うこと。
 - 四 技術課においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 自然科学及びその応用に關する標本、機械器具等の資料の製作及び修理並びにこれらの資料の展示技術に關する専門的な調査研究を行うこと。
 - 二 前号の製作、修理又は調査研究に關し、他の博物館その他各種関係団体と連絡協力し、及びこれらに対し、援助と助言を与えること。
 - 五 図書課においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 自然科学及びその応用に關する図書その他の出版物を収集し、整理し、及び保存すること。
 - 二 前号の出版物の利用のために、目録を整備し、相談に應ずる等利用者の便宜を図ること。
 - 三 自然科学及びその応用に關する資料についての解説書、目錄、研究報告書の刊行、頒布又は交換に關すること。
- (学芸部の分課及び事務)
- 第四十四條 学芸部に左の五課を置く。
- 一 理化學課
 - 二 工學課

三 地學課
四 動物學課
五 植物學課

- 二 理化學課、工學課、地學課、動物學課及び植物學課においては、それぞれ、物理學及び化學、工學、地學、動物學並びに植物學について左の事務をつかさどる。
- 一 所掌に係る自然科学及びその応用に關する資料を収集し、保管し、展示し、解説すること。
 - 二 前号の資料に關し、専門的な調査研究を行うこと。
 - 三 第一号の資料に關して他の博物館その他各種関係団体と連絡協力し、及びこれらに対し、第一号の資料の利用及び調査研究に關して援助と助言を与えること。
 - 四 第一号の資料に關する情報及び參考資料を紹介し、及び提供すること。

第四節 国立近代美術館
(館長及び次長)

- 第四十五條 国立近代美術館に館長及び次長を置く。
- 一 館長は、館務を掌理する。
 - 二 次長は、館長を助け、館務を整理する。

(内部組織)

- 第四十六條 国立近代美術館に左の二課を置く。
- 一 庶務課
 - 二 事業課

文部省設置法施行規則

(庶務課)

- 第四十七條 庶務課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 職員的人事に關する事務を處理すること。
 - 二 職員、衛生、医療及び福利厚生に關する事務を處理すること。
 - 三 公文書類を授受し、発送し、編集し、及び保存すること。
 - 四 公印を管掌すること。
 - 五 国立近代美術館の所掌事務に關し、連絡調整すること。
 - 六 国立近代美術館評議員會に關すること。
 - 七 予算に關する事務を處理すること。
 - 八 經費及び収入の決算その他會計に關する事務を處理すること。
 - 九 行政財産及び物品の管理に關する事務を處理すること。
 - 十 展示品の保全のための警備に關すること。
 - 十一 庁内の取締に關すること。
 - 十二 前各号に掲げるものの外、他の所掌に屬しない事務を處理すること。
- (事業課)
- 第四十八條 事業課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 近代美術に關する作品その他の資料を収集し、保管し、展示し、解説し、及び修理すること。
 - 二 前号に掲げる資料を額外で展示すること。
 - 三 近代美術に關し、専門的な調査研究を行うこと。
 - 四 近代美術に關する出版物等を作成し、及びこれらを刊行、頒

文部省設置法施行規則

布する等利用に供すること。

- 五 近代美術に関する展覧会、講演会、講習会、研究会、研究会等の催しを企画し、及び実施すること。
- 六 第一号に掲げる資料の利用に関し、内外の美術館、博物館その他の関係団体等と連絡協力して、刊行物、情報の交換等の相互援助を行うこと。

第五節 緯度観測所

(所長)

第四十九條 緯度観測所に所長を置く。

2 所長は、所務を掌理する。

(内部組織)

第五十條 緯度観測所に左の二部を置く。

一 庶務部

二 観測研究部

(庶務部)

第五十一條 庶務部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職員の仕事に関する事務を処理すること。
- 二 職員の衛生、医療及び福利厚生に関する事務を処理すること。
- 三 公文書類を授受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 四 緯度観測記録を国際緯度観測事業中央局に送付すること。
- 五 公印を管理すること。
- 六 緯度観測所の所掌事務に関し、連絡調整すること。
- 七 予算に関する事務を処理すること。

五〇

八 経費及び収入の決算その他会計に関する事務を処理すること。

- 九 行政財産及び物品の管理に関する事務を処理すること。
- 十 庁舎及び設備の維持、管理に関する事務を処理すること。
- 十一 庁内の取締に関すること。
- 十二 測地字審議会との連絡に関する事務を処理すること。
- 十三 前各号に掲げるものの外、他の所掌に属しない事務を処理すること。

(観測研究部の分課及び事務)

第五十二條 観測研究部に左の四課を置く。

一 第一観測課

二 第二観測課

三 計算課

四 気象課

2 第一観測課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 観天頂儀による緯度の観測及び研究を行うこと。
- 二 浮游天頂儀による緯度の観測及び研究を行うこと。
- 三 赤道儀による緯度及び研究を行うこと。

3 第二観測課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 子午儀による時刻の観測及び時刻の保持並びにこれらの観測及び保持に関する研究を行うこと。
- 二 無線電信による報時の受信及び研究を行うこと。
- 三 経度の研究を行うこと。

4 計算課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 天文観測に必要な計算並びに観測結果の整約及び研究に必要な計算を行うこと。
- 二 前号の計算に必要な計算方法の研究を行うこと。
- 三 気象課においては、緯度観測に必要な地上気象、高層気象及び地震の観測及び研究を行う。

第六節 統計数理研究所

(所長)

第五十三條 統計数理研究所に所長を置く。

2 所長は、所務を掌理する。

(内部組織)

第五十四條 統計数理研究所に左の四部を置く。

一 庶務部

二 研究第一部

三 研究第二部

四 研究第三部

(庶務部の分課及び事務)

第五十五條 庶務部に左の二課を置く。

一 庶務課

二 会計課

2 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職員の仕事に関する事務を処理すること。
- 二 公文書類を授受し、発送し、編集し、及び保存すること。

文部省設置法施行規則

三 公印を管理すること。

四 統計数理研究所の所掌事務に関し、連絡調整すること。

五 統計数理研究所評議員会に関すること。

六 前各号に掲げるものの外、他の所掌に属しない事務を処理すること。

3 会計課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 予算に関する事務を処理すること。
- 二 経費及び収入の決算その他会計に関する事務を処理すること。
- 三 行政財産及び物品の管理に関する事務を処理すること。
- 四 職員の仕事、衛生、医療及び福利厚生に関する事務を処理すること。
- 五 庁舎及び設備の維持、管理に関する事務を処理すること。
- 六 庁内の取締に関すること。

(研究第一部)

第五十六條 研究第一部においては、統計数理の基礎理論に関する研究を行う。

(研究第二部)

第五十七條 研究第二部においては、統計数理の自然現象への応用に関する研究を行う。

(研究第三部)

第五十八條 研究第三部においては、統計数理の社会現象への応用及び統計における計算に関する研究を行う。

(研究第一部、研究第二部及び研究第三部の共通事務)

第五十九條 研究第一部、研究第二部及び研究第三部においては、

文部省設置法施行規則

五二

前三条に定めるものの外、各部の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

- 一 国及び地方公共団体の機関、大学、民間団体等の求めに応じ、援助と助言を与えること。
- 二 内外の研究機関及び関係団体と連絡協力すること。
- 三 研究成果の刊行及び講習会、研究会等の開催その他研究の促進に關すること。

(研究所)

第六十條 研究第一部、研究第二部及び研究第三部に、それぞれ、その事務を處理するため、所長の定めるところにより、必要な研究室を置く。

(附屬統計技術員養成所)

第六十一條 附屬統計技術員養成所(以下「養成所」という。)に所長、主事及び事務長を置く。

- 2 所長は、所務を掌理する。
- 3 主事は、所長の命を受け、養成所の教務をつかさどる。
- 4 事務長は、所長の命を受け、養成所の事務をつかさどる。

第七節 国立遺伝学研究所

(所長)

第六十二條 国立遺伝学研究所に所長を置く。

2 所長は、所務を掌理する。

(内部組織)

第六十三條 国立遺伝学研究所に左の五部を置く。

- 一 庶務部
- 二 形質遺伝部
- 三 細胞遺伝部
- 四 生理遺伝部
- 五 生化学遺伝部

(庶務部の分課及び事務)

第六十四條 庶務部に左の二課を置く。

一 庶務課

二 會計課

2 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職員の人事に關する事務を處理すること。
- 二 公文書類を授受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 三 公印を管理すること。
- 四 国立遺伝学研究所の所掌事務に關し、連絡調整すること。
- 五 国立遺伝学研究所評議員會に關すること。
- 六 前各号に掲げるものの外、他の所掌に關しない事務を處理すること。

3 會計課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 予算に關する事務を處理すること。
- 二 経費及び収入の決算その他會計に關する事務を處理すること。
- 三 行政財産及び物品の管理に關する事務を處理すること。
- 四 職員、衛生、医療及び福利厚生に關する事務を處理すること。
- 五 庁舎及び設備の維持、管理に關する事務を處理すること。
- 六 庁内の取締に關すること。

(形質遺伝部)

第六十五條 形質遺伝部においては、形質遺伝に關する研究を行う。

2 形質遺伝部に第一研究室、第二研究室及び第三研究室を置き、各室においては、それぞれ人類の形質遺伝、動物の形質遺伝及び植物の形質遺伝に關する研究を行う。

(細胞遺伝部)

第六十六條 細胞遺伝部においては、細胞遺伝に關する研究を行

う。

2 細胞遺伝部に第一研究室、第二研究室及び第三研究室を置き、各室においては、それぞれ動物の細胞遺伝、植物の細胞遺伝及び細胞質遺伝に關する研究を行う。

(生理遺伝部)

第六十七條 生理遺伝部においては、生理遺伝に關する研究を行

う。2 生理遺伝部に第一研究室、第二研究室及び第三研究室を置き、各室においては、それぞれ動物の生理遺伝、植物の生理遺伝及び數理遺伝に關する研究を行う。

(生化学遺伝部)

第六十八條 生化学遺伝部においては、生化学遺伝に關する研究を行

う。2 生化学遺伝部に第一研究室、第二研究室及び第三研究室を置き、各室においては、それぞれ動物の生化学遺伝、植物の生化学遺

伝及び微生物の生化学遺伝に關する研究を行う。

(形質遺伝部、細胞遺伝部、生理遺伝部及び生化学遺伝部)

第六十九條 形質遺伝部、細胞遺伝部、生理遺伝部及び生化学遺

伝部においては、前四條に定めるものの外、各部の所掌事務に關し、左の事務をつかさどる。

- 一 一の機関の求めに応じ、人口、衛生、農業等に關する政府の施策について、科学的基礎資料を提供すること。
- 二 国及び地方公共団体の機関、大学、民間団体等の求めに応じ、協力し、及び指導すること。
- 三 内外の諸機関と連絡協力すること。
- 四 研究成果の刊行及び研究会、講習會等の開催その他研究の促進に關すること。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十八年一月一日から

文部省設置法施行規則

適用する。

2 左に掲げる省令は、廃止する。

- 一 文部省組織規程(昭和二十七年文部省令第十九号)
- 二 國立自然科學博物館規程(昭和二十四年文部省令第二十九号)
- 三 史料館規程(昭和二十六年文部省令第十号)
- 四 日本ユネスコ國內委員會事務局組織規程(昭和二十七年文部省令第十八号)
- 五 文部省中核機關組織規程(昭和二十四年文部省令第三十号)
- 六 國立近代美術館組織規程(昭和二十七年文部省令第二十一号)

3 國民体育館規程(昭和二十七年文部省令第二号)の一部を次のよ

うに改正する。

國民体育館使用規程

第一條及び第二條を次のように改める。

第一條 國民体育館の使用に關しては、この規程の定めるところ

による。

第二條 國民体育館は、その事業遂行上支障がない限り、この規

程の定めるところにより、一般の使用(以下「使用」という。)に

供することができる。

2 前項の規定により使用に供することのできるものは、國民体

育館中室内運動場及び水泳場並びにこれらに附屬する設備とす

る。

第三條、第四條、第五條及び第七條中「社會教育局長」を「館長」

に改める。

附 則 (昭和二十八年五月二十日文部省令第三号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十八年五月一日から適

用する。

附 則 (昭和二十八年八月五日文部省令第十八号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月一日から適

用する。

五三

五四

(昭和二十四年五月三十一日
法律第二百二十六号)

行政機關職員定員法をこ

(定義)

(各行政機關の職員の設定)

第二條 各行政機關の職員の

定	員	備	考
---	---	---	---

行政機関の区分		定員	備考
文部省	本省	六三、三〇三人	うち六一、七〇三人は、国立学校の職員とする
	文化財保護委員会	四四九人	
計		六三、七五二人	

（昭和二十七年八月一日
文部省令第二十号）

文部省職員定數規程

文部省職員定數規程

本省

本省

内部部局		区
管	調社	大初
理	会	等中
局	査教	等官
	育局	教有
		局局房
計		
二、一四六人	一四九一人	三三四人
二一五人	一四九一人	一七八八人
と教育施設部の定数とする	うち四人は、国立国会図書館の支店数とする	うち一人は、自然教育園の定数とする
		備考

文部省職員定數規程

[illegible]

外
局

[illegible]

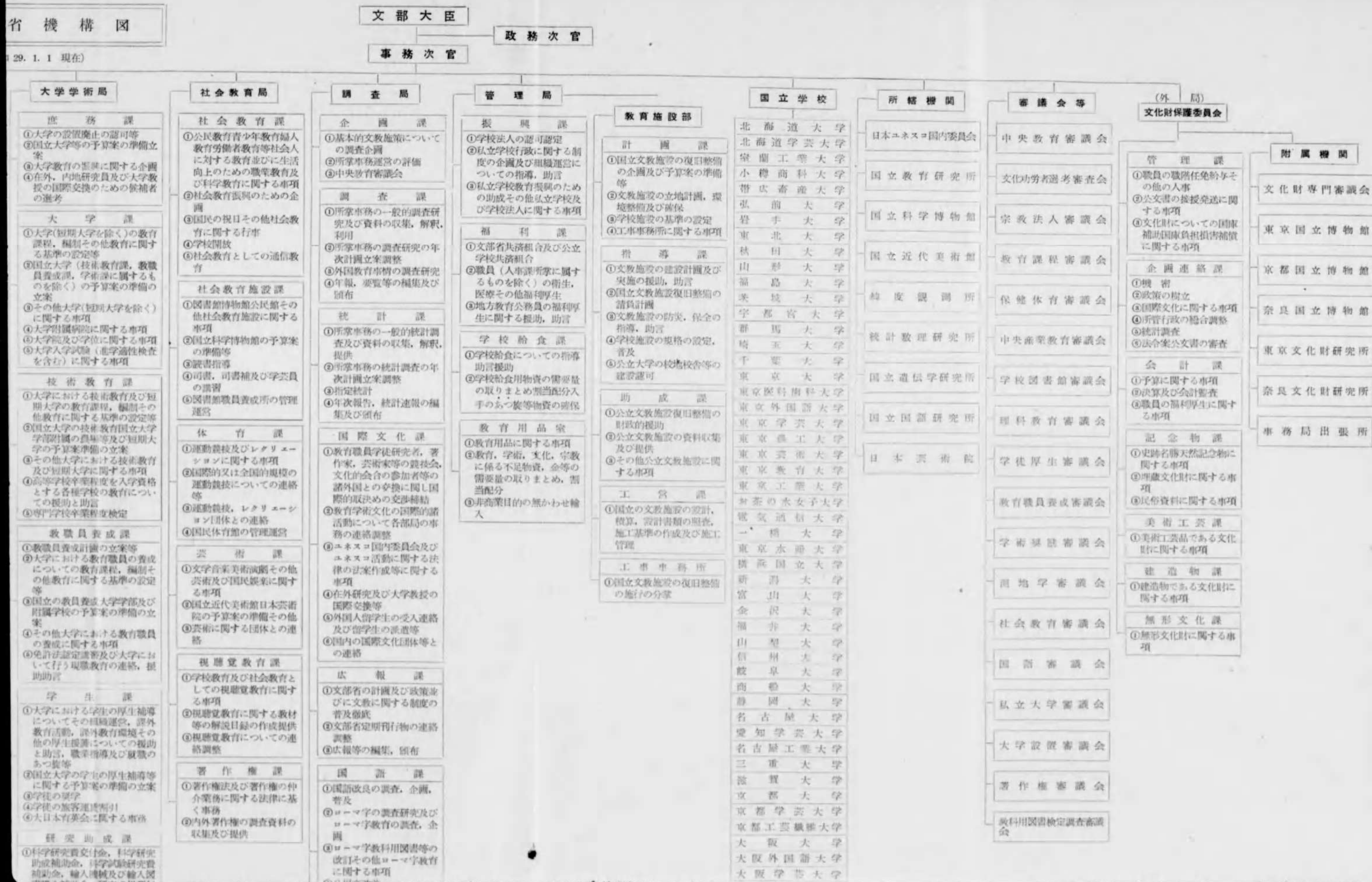
附則

附則
(昭和二十八年七月三十一日文部省令第十六号)

附則

五五





文 部 省 機 構 図

(昭和 29. 1. 1 現在)

文 部 大 臣

政 務 次 官

事 務 次 官



体	育	課
---	---	---

運動競技及びレクリエーションに関する事項
国際的又は全国的規模の運動競技についての連絡等
運動競技、レクリエーション団体との連絡
国民体育館の管理運営

課 術 芸

文学音楽美術演劇その他
芸術及び国民娯楽に關する事項
国立近代美術館日本芸術
院の予算案の準備その他
芸術に關する団体との連
絡

視聽覺教育課

学校教育及び社会教育としての視聴覚教育に関する事項
視聴覚教育に関する教材等の解説目録の作成提供
視聴覚教育についての連絡調整

著 作 權 課

②内外著作権の調査資料の
収集及び提供

國際文化課

- ①教育職員学徒研究者、著作家、芸術家等の競技会、文化的会合の参加者等の諸外国との交換に関し国際的取決めの交渉締結
- ②教育・学術・文化の国際的諸活動について各部局の事務の連絡調整
- ③ユネスコ国内委員会及びユネスコ活動に関する法律の法案作成等に関する事項
- ④在外研究及び大学教授の国際交換等
- ⑤外国人留学生の受入連絡及び留学生の派遣等
- ⑥国内の国際文化団体等との連絡

課 報 廣

- ①文部省の計画及び政策並びに文教に関する制度の普及徹底
- ②文部省定期刊行物の連絡調整
- ③広報等の編集、頒布

國語課

- ①国語改良の調査、企画、普及
- ②ローマ字の調査研究及びローマ字教育の調査、企画
- ③ローマ字教科用図書等の改訂その他ローマ字教育に関する事項
- ④公用文改善
- ⑤文部省出版物の用語及び用語法の審査等
- ⑥国立国語研究所に関する事項

宗務課

- ①宗教に関する情報資料の収集利用
- ②宗教団体との連絡
- ③宗教法人に関する事務

教 育 用 品 室

③教育用品に関する事項
③教育、学術、文化、宗教に
係る不足物資、金等の
需要量の取りまとめ、割
当配分
③非商業目的の無かわせ輸
入

財政的援助

③その他公立文教施設に関する事項	工	営	課
①国立の文教施設の設計、積算、設計書類の照査、施工基準の作成及び施工管理			

工事事務所

①国立文教施設の復旧整備 の施行の分掌

東京学芸大

東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京
東大	京大	京大	京大	京大	京大	京大	京大	京大	京大
東大	京大	京大	京大	京大	京大	京大	京大	京大	京大
東大	京大	京大	京大	京大	京大	京大	京大	京大	京大
お茶の水女子大	電氣通信大	一橋大	東京水産大	横浜国立大	新潟大	富山大	金沢大	福井大	山梨大
信州大	岐阜大	静岡大	名古屋大	愛知大	名古屋大	滋賀大	京都大	京都大	大阪大
大阪大	大阪大	神戸大	神戶商大	奈良女大	和歌山大	鳥取大	岡山県大	広島市大	山口県大
徳島大	香川大	高松大	福岡大	九州大	佐賀大	熊本大	宮崎大	鹿児島大	那覇大
琉球大	龍谷大	富山県大	鳥羽商大	広島商大	弓削商大	丸亀商大	三木商大	三木商大	三木商大

日本芸術

一 學 徒 厚 生 審 議

教育職員養成審議

學術獎勵審議

測地学審議

一 社会教育審議

國語審議

一 私立大學審議

大學設置審議

一 著作權審議

教科用図書検定調査

記 念 物 課

- ①史跡名勝天然記念物に関する事項
- ②埋蔵文化財に関する事項
- ③民俗資料に関する事項

美術工藝課

①美術工芸品である文化財に関する事項

建造物課

①建造物である文化財に関する事項

無形文化課

①無形文化財に関する事項

事務局出張

⑤行政財産及び物品の管理
④庁内の取捨

⑤学習指導要領の編改訂及び教科用図書の改訂等その他小学校幼稚園に関する事項
⑥初等教育に従事する教育職員の現職教育の援助と助言
⑦児童の就学及び不良化防止についての援助、助言

中等教育課

①中学校及び高等学校の学校管理の指導、教育課程、編制、その他の教育に関する基準の設定等
②学習指導要領の編改訂及び教科用図書の改訂等その他中学校高等学校に関する事項
③中等教育に従事する教育職員の現職教育の援助と助言
④中学校又は高等学校の行う通信教育
⑤生徒の就学、不良化防止についての援助、助言
⑥高等学校入学者選抜及び入学資格検定

職業教育課

①中学校及び高等学校の職業教育について教育課程、編制、設備等の基準の設定等
②学習指導要領及び教科用図書の編改訂及び改訂その他職業教育に関する事項
③国立高等学校の予算案の準備等
④職業教育に従事する教育職員の現職教育の援助と助言
⑤学校における産業教育振興事務の連絡調整
⑥中学卒業を入学資格とする各種学校の教育についての援助、助言

保健課

①学校の保健衛生について基準の設定学習指導要領及び学校保健計画実施要領の編改訂その他保健衛生に関する事項
②学校保健又は健康教育に従事する教育職員の現職教育の援助と助言
③運動医事
④学校医、学校歯科医、養護教員等及び教員保養所に関する事項

教科書課

①初等中等教育用教科用図書の検定
②中学校又は高等学校の行う通信教育のための学習図書の検定
③教科用図書学習図書の検定基準作成
④教科書発行の指示等
⑤文部省著作若しくは出版物の著作権管理

特殊教育室

①盲学校ろう学校養護学校及び特殊学級の学校管理の指導教育課程編制その他の教育に関する基準の設定等
②学習指導要領、教科用図書の編改訂その他特殊教育に関する事項
③特殊教育に従事する教育職員の現職教育の援助と助言
④盲学校の理療科の認定
⑤養護院及び少年院の教科の勧告事務

期大学の教育課程、編制その他教育に関する基準の設定等
②国立大学の技術教育国立大学学部附属の農場等及び短期大学の予算案準備の立案
③その他大学における技術教育及び短期大学に関する事項
④高等学校卒業程度を入学資格とする各種学校の教育についての援助と助言
⑤専門学校卒業程度検定

教職員養成課

①教職員養成計画の立案等
②大学における教育職員の養成についての教育課程、編制その他教育に関する基準の設定等
③国立の教員養成大学学部及び附属学校の予算案の準備の立案
④その他大学における教育職員の養成に関する事項
⑤免許法認定講習及び大学において行う現職教育の連絡、援助助言

学生課

①大学における学生の厚生補導についてその組織運営、課外教育活動、課外教育環境その他の厚生援助についての援助と助言、職業指導及び就職のあっ旋等
②国立大学の学生の厚生補導等に関する予算案の準備の立案
③学生奨学
④学生の旅券運賃割引
⑤大日本育英会に関する事務

研究助成課

①科学研究費交付金、科学研究助成補助金、科学試験研究費補助金、輸入機械及び輸入図書購入補助金、研究成果刊行費補助金の予算案の準備、配分等
②学術研究助成の企画
③研究用資材の利用の調査連絡

学術課

①学術振興の企画
②国立教育研究所、緯度観測所、統計数理研究所、国立遺伝学研究所、国立大学附属研究所の予算案準備の立案その他
③研究所研究機関研究団体の援助助言
④国立大学の学術研究に関する施設等の整備についての援助、助言
⑤研究者の養成計画
⑥学術用語の制定、普及
⑦その他学術に関する事項
⑧国立自然教育園及び史料館の運営管理

学術情報室

①内外学術情報資料の収集、保存提供等
②研究者、研究事業学術文献の目録作成等
③学術文献の紹介、学術論文抄録作成
④学術標準出版物等の外国との交換

運営

体育課

①運動競技及びレクリエーションに関する事項
②国際的又は全国的規模の運動競技についての連絡等
③運動競技、レクリエーション団体との連絡
④国民体育館の管理運営

芸術課

①文学音楽美術演劇その他芸術及び国民娯楽に関する事項
②国立近代美術館日本芸術院の予算案の準備その他
③芸術に関する団体との連絡

視聴覚教育課

①学校教育及び社会教育としての視聴覚教育に関する事項
②視聴覚教育に関する教材等の解説目録の作成提供
③視聴覚教育についての連絡調整

著作権課

①著作権法及び著作権の仲介業務に関する法律に基づく事務
②内外著作権の調査資料の収集及び提供

国際文化課

①教育職員学徒研究者、著作家、芸術家等の競技会、文化的会合の参加者等の諸外国との交換に関し国際的取決めの交渉締結
②教育学術文化の国際的諸活動について各部局の事務の連絡調整
③ユネスコ国内委員会及びユネスコ活動に関する法律の立案作成等に関する事項
④在外研究及び大学教授の国際交換等
⑤外国人留学生の受入連絡及び留学生の派遣等
⑥国内の国際文化団体等との連絡

広報課

①文部省の計画及び政策並びに文教に関する制度の普及徹底
②文部省定期刊行物の連絡調整
③広報等の編集、頒布

国語課

①国語改良の調査、企画、普及
②ローマ字の調査研究及びローマ字教育の調査、企画
③ローマ字教科用図書等の改訂その他ローマ字教育に関する事項
④公用文改善
⑤文部省出版物の用語及び用語法の審査等
⑥国立国語研究所に関する事項

宗務課

①宗教に関する情報資料の収集利用
②宗教団体との連絡
③宗教法人に関する事務

教育用品室

①教育用品に関する事項
②教育、学術、文化、宗教に係る不足物資、金等の需要量の取りまとめ、割当配分
③非商業目的の無償貸与

①公立文教施設復旧整備の財政的援助
②公立文教施設の資料収集及び提供
③その他公立文教施設に関する事項

工営課

①国立の文教施設の設計、積算、設計書類の照査、施工基準の作成及び施工管理

工事事務所

①国立文教施設の復旧整備の施行の分掌

東京学芸大学
東京工業大学
東京芸術大学
東京教育大学
東京工科大学
お茶の水女子大学
電気通信大学
一橋大学
東京水産大学
横浜国立大学
新潟大学
富山大学
金沢大学
福井大学
山梨大学
信州大学
岐阜大学
商船大学
静岡大学
名古屋大学
愛知学芸大学
名古屋工業大学
三重大学
滋賀大学
京都大学
京都学芸大学
京都工芸繊維大学
大阪大学
大阪外国語大学
大阪学芸大学
神戸大学
神戸商船大学
奈良学芸大学
奈良女子大学
和歌山大学
鳥取大学
島根大学
岡山大学
広島大学
山口大学
徳島大学
香川大学
愛媛大学
高知大学
福岡学芸大学
九州大学
九州工業大学
佐賀大学
長崎大学
熊本大学
大分大学
宮崎大学
鹿児島大学
仙台電波高等学校
鹿角電波高等学校
熊本電波高等学校
富山商船高等学校
鳥羽商船高等学校
広島商船高等学校
大島商船高等学校
弓削商船高等学校

国立国語研究所
日本芸術院

(第一法規出版株式会社納)